

平成19年第3回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第3号

平成19年10月23日（火） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成19年10月23日（火） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 北信広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 2号 平成19年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 3号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 4号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 5号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 6号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 7号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 8号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 9号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第10号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）

- 1 4 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 1 5 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 1 6 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 1 7 議案第 1 4 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 1 8 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 1 9 議案第 1 6 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 2 0 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 2 1 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 2 2 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 2 3 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 2 4 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 2 5 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(2 3 名)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 番 尾 澤 正 功 議員 | 1 3 番 富 井 耕 一 議員 |
| 2 番 荻 原 勉 議員 | 1 4 番 武 田 貞 夫 議員 |
| 3 番 山 本 一二三 議員 | 1 5 番 佐 藤 武 士 議員 |

| | |
|---------------|---------------|
| 4番 高橋 正治 議員 | 16番 竹内 知雄 議員 |
| 5番 林 紘一 議員 | 17番 青木 豊一 議員 |
| 6番 小林 洋之 議員 | 18番 藤木 八十治 議員 |
| 7番 西澤 忠和 議員 | 19番 久保田 三代 議員 |
| 8番 島田 伯昭 議員 | 20番 渡邊 力 議員 |
| 9番 西條 豊致 議員 | 21番 小林 克彦 議員 |
| 10番 竹内 卯太郎 議員 | 22番 武田 典一 議員 |
| 11番 高木 尚史 議員 | 23番 山崎 一郎 議員 |
| 12番 坂原 シモ 議員 | |

欠席議員 次のとおり(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

| | | | |
|--------------|-------|-----|-------|
| 事務局 長 | 青木 正 | 主 査 | 西田 幸一 |
| 事務局次長補佐兼総務係長 | 石川 保文 | 主 査 | 宮本 秀一 |
| 保険福祉係長 | 養田 昭二 | | |

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

| | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 広域連合長 | 青木 一 | 幹 事 | 白鳥 久男 |
| 副広域連合長 | 石田 正人 | 幹 事 | 日台 吉太郎 |
| 副広域連合長 | 竹節 義孝 | 幹 事 | 苅和 速雄 |
| 副広域連合長 | 芳川 修二 | 幹 事 | 齋藤 家富 |
| 副広域連合長 | 河野 幹男 | 事務局次長 | 関谷 竹志 |
| 副広域連合長 | 高橋 彦芳 | 望岳荘施設長 | 山田 吉廣 |
| 副 管 理 者 | 小林 貫男 | 高社寮施設長 | 豊田 洋輔 |
| 監 査 委 員 | 金井 義信 | 千曲荘施設長 | 町井 和夫 |
| 会 計 管 理 者 | 豊田 博文 | いで湯の里施設長 | 山岸 元春 |
| 幹 事 | 栗原 満 | 菜の花苑施設長 | 片塩 義昭 |
| 幹 事 | 今清水 豊治 | ふるさと苑施設長 | 武田 良平 |

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、青木事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(山崎一郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が全員でございます。本議会は成立いたしましたので、これより平成19年第3回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(山崎一郎君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) おはようございます。

本日ここに、平成19年第3回北信広域連合議会定例会を招集をいたしましたところ、ご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしは7月16日に発生いたしました新潟県中越沖地震では、新潟県を初め県内でも多数の負傷者が出るなど、各地に甚大な災害をもたらしました。当広域連合管内におきましても、最大で震度5強の揺れを観測し、中野市及び飯山市を中心に、負傷された方や、キノコ栽培施設を初め住宅や公共施設等に大きな被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

次に、6月の広域連合議会臨時会においてお話をさせていただきました、訪問介護事業所の立ち上げの件であります。養護老人ホーム高社寮及び千曲荘において、7月1日から関係各位のご理解によりまして、無事立ち上げをすることができました。

今後は、入所者一人一人の状態を的確にとらえた、きめ細かでより充実した介護サービスの提供をさらに進めていくとともに、利用者のニーズにあった訪問介護事業を、積極的に展開していきたいと考えております。関係の皆様方の、より一層のご理解とご協力をお願いを申し上げますとともに、要望等がございましたらお聞かせいただきまして、反映させていけるものと思っております。

次に、平成18年度決算についてであります。介護報酬単価改正に伴い、各施設において負担金収入が減額となり、昨年以上の厳しい施設運営を余儀なくされたわけではありますが、関係各位のご理解、ご協力によりまして、各会計とも利用者の視点に立ったサービスの充実

に努めながら、順調に事務事業が執行することができました。

細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後はさらに厳しい施設運営が予測されますので、今まで以上に徹底した経費節減に努め、効果的かつ効率的な財政運営を図っていくとともに、地域に親しまれ、より愛される施設となるよう、サービスの維持向上にさらに取り組み、地域住民に優しい北信地域形成のため努力をしていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、より一層の格別なご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

さて、最近の我が国の経済動向であります。平成19年9月の月例経済報告で、景気は一部に弱さが見られるものの回復しているとの見解が示されており、国内で民間需要に支えられ、今後も景気回復が続くと見込まれていると報告されております。しかしながら、原油価格の動向が内外の経済に与える影響に留意する必要があるとしており、今後の状況は、引き続き楽観視できるまでの状況にはないとのことであり、依然として地方を取り巻く環境は、まだまだ厳しいものであることに変わりはありません。今後とも堅実に、だれもが感じ得る景気回復を願い、経済の安定した成長を期待するところであります。

次に、昨年度立ち上げをいたしました広域観光推進方策研究会並びに広域保健福祉推進方策研究会の件であります。既に研究会の結果は、議員各位及び関係者に報告をさせていただき、既にご承知のとおりと思います。今年度におきましては、具体的な事業推進のための委員会を組織いたしまして、現在進めているところであり、皆様方からも何か意見等ございましたらお寄せをいただき、よりよい事業展開が図られるものと考えております。

最後になりましたが、本日提案をいたします議案は、条例案1件、補正予算案10件、決算認定11件、合わせて22件であります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

2 会議録署名議員の指名

議長（山崎一郎君） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

第14番 武田貞夫 議員

第15番 佐藤武士 議員

を指名いたします。

3 会期等の決定

平成19年第3回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期:平成19年10月23日(火)～10月30日(火) 8日間

| 月 日 | 曜日 | 時 間 | 会 議 | 摘 要 |
|--------|----|-------|-----|--------------------|
| 10月23日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 開会、会期等決定、議案提案説明 |
| 24日 | 水 | | 休 会 | 議案審査のため |
| 25日 | 木 | | 休 会 | 議案審査のため |
| 26日 | 金 | | 〃 | 議案審査のため |
| 27日 | 土 | | 〃 | 土曜日のため |
| 28日 | 日 | | 〃 | 日曜日のため |
| 29日 | 月 | | 〃 | 議案審査のため |
| 30日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会 |

議長(山崎一郎君) 日程3 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成19年第3回北信広域連合議会定例会運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程(案)のとおり決定しました。

なお、監査委員から報告のありました決算審査の結果を、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降、議案の「北信広域連合」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承を願います。

4 議案第 1号 北信広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議長(山崎一郎君) 日程4 議案第1号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第1号 北信広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成17年4月から個人情報保護法が全面施行され、国の行政機関等個人情報保護法も施行となっていることから、罰則を新設し、個人情報のより適正な取り扱いを図るため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 5 議案第 2号 平成19年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 6 議案第 3号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議案第 4号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第 5号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第 6号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第 7号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第 8号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第 9号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第10号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第11号 平成19年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)

議長(山崎一郎君) 日程5 議案第2号 平成19年度一般会計補正予算(第1号)から、

日程14 議案第11号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)

までの10議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第2号から議案第11号までの10件を、一括してご説明を申し上げます。

議案第2号 平成19年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)について、申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

本案につきましては、補正総額117万3,000円を減額し、補正後の予算総額は3億6,745万4,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金では919万4,000円の減額となります。主な内容は、1項分担金1目市町村分担金で、経常経費確定に伴い751万9,000円、介護保険事業確定に伴い122万5,000円、障害者自立支援事業確定に伴い45万円をそれぞれ減額するものであります。

3款繰越金では、18年度決算に伴い802万1,000円の追加であります。

歳出につきましては、2款総務費1項総務管理費では117万3,000円の減額となります。内訳は、1目一般管理費で、人事異動に伴う給料及び手当等の減額であります。

次に、議案第3号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,561万8,000円を追加し、補正後の予算総額は3億9,771万9,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が371万3,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で175万1,000円を追加し、2目短期利用者負担金で196万2,000円を追加するもので、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰越金では、18年度決算に伴い1,190万5,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について255万2,000円の減額であります。内訳は、1目施設総務費におきまして250万の減額で、内訳は人事異動及び年度途中における退職に伴う人件費関係の減額と、代替職員への報酬等

の追加であります。2項施設管理費では6,000円の減額で、管理用パソコン購入に伴う入札差金の減額であります。3項施設生活費では4万6,000円の減額で、車いす等の購入に伴う入札差金の減額であります。

2款公債費では、借入金利子として7万円を追加するものであります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,810万円を追加するものであります。

次に、議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額2,076万2,000円を追加し、補正後の予算総額は3億1,284万5,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が618万円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で494万6,000円を追加し、2目短期利用者負担金で123万4,000円を追加するもので、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

2款財産収入では22万9,000円の追加であります。内訳は、財政調整基金の当年度の利子の増収によるものであります。

4款繰越金では、18年度決算に伴い1,435万3,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして、2万3,000円の追加であります。1目施設総務費におきまして2万3,000円の追加で、内訳は、人事異動に伴う人件費関係の減額、産休、育休等による代替職員の報酬等の追加などであります。

2款公債費では、一時借入金利子の増により3万9,000円を追加するものであります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金2,070万円を追加するものであります。

議案第5号 平成19年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。本案につきましては、補正総額90万8,000円を追加し、補正後の予算総額は1億2,852万円でございます。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が244万6,000円の減額であります。内訳は、1目民生費負担金で205万7,000円を減額し、2目特定施設利用者負担金で38万9,000円を減額するもので、ともに人数の変動、介護度の変更及び訪問介護等のサービス利用に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、負担金収入の減などにより360万円を追加するものであります。

5款繰越金では、18年度決算に伴い24万6,000円の減額であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費におきまして90万8,000円の追加であります。内訳は、1目施設総務費におきまして、訪問介護事業にかかわる臨時職員賃金などの追加であります。

次に、議案第6号 平成19年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,700万1,000円を追加し、補正後の予算総額は2億7,500万1,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が370万7,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で175万8,000円の追加。2目短期利用者負担金で194万9,000円の追加で、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

2款財産収入では、財政調整基金積立利子5万1,000円を減額するものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから100万円を減額するものであります。

5款繰越金では、18年度決算に伴い1,425万1,000円の追加であります。

6款諸収入では、浴室使用負担金収入の増により9万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして1,003万9,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては、1,011万1,000円の減額で、内訳は、人事異動に伴う人件費及び人材派遣数の減額と、産休、育休等による代替職員の報酬の追加などであります。2目施設管理費におきましては7万2,000円の追加で、内訳は、消防用設備の改修等に26万4,000円を追加、食器洗浄機購入に伴う入札差金等で19万1,000円の減額であります。

2款公債費では、一時借入金利子の増により4万円の追加であります。

3款諸支出金1項基金では、財政調整基金積立金2,700万円を追加するものであります。

次に、議案第7号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。本案につきましては、補正総額234万1,000円を減額し、補

正後の予算総額は1億3,784万1,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金が90万1,000円の減額、2目特定施設利用者負担金が11万5,000円の減額で、ともに人数の変動、介護度の変更及び訪問介護等のサービス利用に伴うものであります。

2款財産収入では2万円の減額。

4款繰入金では120万円の減額。

5款繰越金では、18年度決算に伴い10万5,000円の減額であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費におきまして232万1,000円の減額であります。内訳は、1目施設総務費におきましては221万6,000円の減額で、人事異動に伴う人件費関係の減額、訪問介護事業所にかかわる臨時職員の賃金の追加であります。2目施設管理費では10万5,000円の減額で、内訳は、居室改修工事等及び食器洗浄機購入に伴う入札差金での減額などであります。

次に、議案第8号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額225万5,000円を追加し、補正後の予算総額は3億2,941万5,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が453万2,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金では243万6,000円を追加し、2目短期利用者負担金は209万6,000円を追加するものであり、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能になったことから1,560万円を減額するものであります。

5款繰越金では、18年度決算に伴い1,332万3,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして809万5,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては797万1,000円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係の減額、臨時職員の賃金等の追加であります。2目施設管理費では1万2,000円を減額するものであります。管理用パソコン購入による入札差金の減額であります。3目施設生活費では、電動ベッド等購入に伴う入札差金の11万2,000円を減額するものであります。

2款公債費では、借入金利子の増により5万円を追加し、3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,030万円を追加するものであります。

次に、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案につきましては、補正総額1,868万2,000円を追加、補正後の予算総額は2億9,867万9,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が281万1,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で71万7,000円を追加し、2目短期利用者負担金で209万4,000円の追加で、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰越金では、18年度決算に伴い1,587万1,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして597万円の減額であります。1目施設総務費におきましては748万8,000円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係の減額、産休、育休等による代替職員の報酬の追加等あります。3目施設生活費では、灯油価格の上昇に伴う燃料費の増などで151万8,000円の追加であります。

2款公債費では、借入利率の増として3万4,000円を追加し、3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金2,461万8,000円を追加するものであります。

次に、議案第10号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案につきましては、補正総額599万2,000円を減額し、補正後の予算総額は3億4,007万3,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が418万4,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で243万8,000円を追加し、2目短期利用者負担金で174万6,000円の追加で、ともに介護度の変化、旧措置者の人数変動及び利用者負担金の減免割合変更に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから1,840万円を減額するものであります。

5款繰越金では、18年度決算に伴い822万4,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして996万8,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては979万6,000円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係の減額及び産休、育休等による代替職員の報酬の減額をするものであります。2目施設管理費では17万2,000円の減額であります。内訳は、厨房エアコン設置工事等に伴う入札差金の減額であります。

2 款公債費では、一時借入金利子の増として7万4,000円を追加し、3 款諸支出金1 項基金費では、財政調整基金積立金390万2,000円を追加するものであります。

次に、議案第11号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額216万8,000円を追加し、補正後の予算総額は2,690万円となります。

歳入では、1 款財産収入1 項財産運用収入の運用利子収入で117万6,000円の追加であります。

3 款繰越金で、18年度決算に伴い99万2,000円の追加であります。

歳出につきましては、1 款広域市町村圏振興整備事業費1 項広域市町村圏振興整備事業費におきまして、観光の里及びスポーツの里づくり事業委託料214万4,000円の追加であります。

2 款予備費につきましては2万4,000円を追加するものであります。

以上、10議案について一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 15 議案第12号 平成18年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 16 議案第13号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 議案第14号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第15号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第16号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第17号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第18号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第19号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

23 議案第20号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

24 議案第21号 平成18年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について

25 議案第22号 平成18年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山崎一郎君） 日程15 議案第12号 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程25 議案第22号 平成18年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第12号から議案第22号までの11件を一括してご説明を申し上げます。

なお、お手元に平成18年度決算書とあわせて、平成18年度事業実績並びに主要施策成果説明書も配付してありますので、また後ほどご覧をいただきたいと思います。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模は、予算総額5億1,382万7,000円に対し、歳入総額5億1,301万3,967円、歳出総額5億379万2,426円で、歳入歳出差引額922万1,541円の剰余であります。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が3億5,640万余円、県支出金は地域づくり総合支援事業補助金で87万余円であります。

繰入金は1億4,823万余円。これは各施設特別会計からの施設建設時の起債償還金返済分及び事務局人件費分であります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費が44万余円。

総務費は8,157万余円であります。16年度から取り組みを進めております圏域案内サイン整備事業といたしまして、管内の統一したイメージの醸成を図るための観光案内看板

の設置と、広域観光情報網整備として情報端末の設置を引き続き行いました。

民生費は2億162万余円で、このうち介護保険事務に関する経費が2,742万余円で、フランスーズ悠さかえ建設補助が1億3,723万余円であります。

衛生費では病院群輪番制病院運営事業補助金で、北信総合病院及び飯山赤十字病院へ、休日、夜間の救急医療の運営費3,379万余円であります。

公債費は1億8,634万余円で、平成18年度末の広域連合債の現在高は16億1,357万余円であります。

次に、議案第13号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額3億9,125万3,000円に対し、歳入総額4億103万2,492円、歳出総額3億7,412万7,349円で、歳入歳出差し引き2,690万5,143円の剰余であります。

歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億6,896万余円であります。

次に歳出につきましては、入所者90人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費2億7,408万余円、施設管理費1,174万余円、施設生活費6,758万余円、保健衛生費180万余円であります。

次に、議案第14号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額3億1,594万6,000円に対し、歳入総額3億1,789万211円で、歳出総額2億9,653万6,744円で、歳入歳出差し引き2,135万3,467円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億8,816万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億9,012万余円、施設管理費974万余円、施設生活費4,824万余円、保健衛生費112万余円であります。

次に、議案第15号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額1億4,211万2,000円に対し、歳入総額1億2,363万7,117円、歳出総額1億2,088万2,883円で、歳入歳出の差し引き275万

4,234円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,197万余円であります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費7,639万余円、施設管理費510万余円、施設生活費3,878万余円、保健衛生費59万余円であります。

次に、議案第16号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額2億6,956万3,000円に対し、歳入総額2億7,536万6,079円、歳出総額2億5,507万3,825円、歳入歳出差し引き2,029万2,254円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億5,050万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億7,427万余円、施設管理費1,130万余円、施設生活費4,420万余円、保健衛生費98万余円であります。

次に、議案第17号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額1億3,959万3,000円に対し、歳入総額1億2,784万2,548円、歳出総額1億2,478万4,669円で、歳入歳出差し引き305万7,879円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,431万余円あります。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費7,650万余円、施設管理費494万余円、施設生活費4,269万余円、保健衛生費54万余円あります。

次に、議案第18号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額3億2,755万2,000円に対し、歳入総額3億3,869万4,800円、歳出総額3億1,637万1,186円で、歳入歳出差し引き2,232万9,614円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億1,409万余円あります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所10床分の

処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 3 , 9 2 0 万余円、施設管理費 1 , 1 1 5 万余円、施設生活費 5 , 6 1 1 万余円、保健衛生費 1 9 0 万余円であります。

次に、議案第 1 9 号 平成 1 8 年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 1 5 5 万 3 , 0 0 0 円に対し、歳入総額 3 億 1 , 0 7 3 万 3 8 2 円、歳出総額 2 億 8 , 2 9 5 万 9 , 0 8 5 円で、歳入歳出差し引き 2 , 7 7 7 万 1 , 2 9 7 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 7 , 6 0 0 万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 6 0 人及び短期入所 1 0 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 3 5 万余円、施設管理費 1 , 4 6 0 万余円、施設生活費 4 , 9 2 4 万余円、保健衛生費 1 0 9 万余円であります。

次に、議案第 2 0 号 平成 1 8 年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 4 , 5 6 9 万 1 , 0 0 0 円に対し、歳入総額 3 億 4 , 3 1 8 万 5 4 4 円、歳出総額 3 億 2 , 8 4 5 万 6 , 0 8 4 円で、歳入歳出差し引き 1 , 4 7 2 万 4 , 4 6 0 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 9 , 0 2 3 万余円であります。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 7 0 人及び短期入所 5 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 5 , 3 0 7 万余円、施設管理費 8 5 1 万余円、施設生活費 4 , 6 0 6 万余円、保健衛生費 1 4 0 万余円であります。

議案第 2 1 号 平成 1 8 年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 2 , 9 7 3 万 4 , 0 0 0 円に対し、歳入総額 2 , 9 7 3 万 5 , 2 6 8 円、歳出総額 2 , 8 0 9 万 1 , 5 1 2 円で、歳入歳出差し引き 1 6 4 万 3 , 7 5 6 円の剰余であります。

この会計は、ふるさと市町村圏基金 1 0 億円の運用益を活用した地域振興整備事業にかかわるものであります。

まず、歳入の主なものは、基金利子による財産収入が 5 1 5 万余円、一般会計繰入金 2 , 3 4 5 万余円であります。

次に、歳出につきましては、広域圏振興整備事業費 4 6 3 万余円、財産管理費として基金

への貸付元金戻し積み立てに2,345万余円であります。

次に、議案第22号 平成18年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額140万円に対して、歳入総額165万9,423円、歳出総額129万8,058円で、歳入歳出差し引き36万1,365円の剰余であります。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金115万余円であります。

歳出は、総務管理費の129万余円であります。

以上、11件につきまして一括ご説明を申し上げます。

各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、お手元の決算書の257ページ以降をご覧くださいと存じます。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足の説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

なお、今後とも特別養護老人ホームにつきましては、引き続き健全経営を堅持しながら、施設介護サービスの充実に努めるとともに、計画的な財政調整基金の積み立て、適正な人件費管理及び経費節減を進めていきますので、ご理解をお願いをいたします。

また、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に配付してございます平成18年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果についてのとおりでありますので、またご覧をいただければと思います。なお、この審査意見を十分に生かして、今後の財政運営のさらなる適正化に努めてまいる所存であります。

以上であります、よろしくご審議の上、ご認定をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山崎一郎君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 連合長の説明に若干補足いたしまして説明させていただきたいと思っております。

お配りしてあります、平成18年度事業実績並びに主要施策成果説明書によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第12号 一般会計でございますが、3ページをご覧くださいと思います。

1 款議会費であります。定例会 2 回、臨時会 1 回、開催いたしました。

続きまして 4 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費でございますが、上段の一般管理事務費は事務局職員の人件費、あるいは事務関係諸費が主なものでありまして、その下段の企画事務費は、地域情報の発信のための広域観光ホームページの更新委託等、また広域案内看板を 5 か所設置いたしました。これは県費補助を受けております。

続きまして、5 ページに移らせていただきますが、選挙費につきましては、選挙管理委員会の定例会を 1 回開催。その下段の監査委員費は、例月出納検査 1 2 回、定期監査 1 回、決算審査 3 日分でございます。

続きまして 6 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費でございますが、事務局職員 2 人分の人件費のほか、介護認定審査会の委員報酬。

7 ページへ行きます。最上段は養護老人ホーム入所判定委員会開催経費、中段は 1 7 年度から繰り越しておりますフランスーズ悠さかえへの補助であります。下段のふるさと市町村圏事業特別会計への繰出金、これは望岳荘建設の際の償還分、望岳荘特別会計から繰り入れた分でございます。

続いて 8 ページですが、ふるさと苑事業特別会計への繰り出しは、建設の際の補正予算債の交付税算入分でございます。中段は特養ホーム入所検討委員会開催経費、下段は 1 8 年度から始まりました、障害者自立支援法に基づきます障害程度区分認定審査会開催経費でございます。

続きまして、9 ページの保健衛生費ですが、病院群輪番制病院運営事業として、北信総合病院と飯山赤十字病院に交付いたしました補助でございます。

1 0 ページをお願いします。公債費ですが、上段が元金、下段が利子ですが、元金分が約 1 億 4, 5 0 0 万円、利子分が 4, 1 3 6 万円ほどとなっております。

一般会計につきましては、以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長 (山崎一郎君) 続いて、望岳荘施設長。

望岳荘施設長 (山田吉廣君) それでは続きまして、望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

1 1 ページをおめぐりいただきたいと思いますが、入退所の状況が載せてございます。入所が 2 1 名でございます。退所が 2 0 名、うち死亡退所が 1 8 名という状況であります。

次に、入所者の状況について記載してございますが、1 3 ページをお願いしたいと思います。

ます。下段の2であります、利用率につきましては97.25%でございます。

次に、14ページの下段にございますが、平均介護度であります、4.27でございます。

次に、短期入所の利用状況につきまして、15ページにございますが、延べ利用人数につきましては合計2,422名ということでございます。下段2にございますが、利用率につきましては110.59%という状況でございます。

次に、歳出の関係であります、17ページをお願いいたします。載せてございますが、施設あるいは設備の維持管理等々につきまして、工事及び備品の購入をそれぞれ行ってございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、19ページをお願いをしたいと思います、財政調整基金の積立額であります。5月31日現在、4億6,990万という状況でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

(高社寮施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 続いて、高社寮施設長。

高社寮施設長(豊田洋輔君) 続きまして、議案第14号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明いたします。

主要施策成果説明書の21ページをお願いいたします。特別養護老人ホームの事業内容及び成果についてご説明いたします。

入退所の状況ですが、入所の方が21人、退所の方が21人で、うち死亡退所が20人、入院による期限切れが1人です。

23ページをお願いいたします。一般入所者の利用率であります、表の欄外に記載のとおり、97.66%であります。

24ページをお願いいたします。一般入所者の平均介護度でございます、表の欄外に記載のとおり、4.14でございます。

25ページをお願いいたします。短期入所者の利用状況でございます、延べ利用人数は2,172人で、利用率は99.18%でございます。

次に、主な歳出の関係でございます、27ページをお願いいたします。施設の維持管理のための小破修繕と、居室改修工事等の営繕工事を実施いたしました。また、備品購入費では脱臭除菌機等を購入したところでございます。

29ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在、

4億6,460万円でございます。

続きまして、議案第15号 18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明いたします。

31ページをお願いいたします。入退所の状況ですが、入所の方が3人、退所の方が3人で、うち死亡退所の方が1人、ほかの施設の方へ移った方が1人、それと特養へ移った方が1人でございます。

33ページをお願いいたします。入所者の利用状況でございますが、述べ利用人数が1万8,200人で、利用率は99.72%であります。

次に、主な歳出の関係であります。34ページをお願いいたします。施設の維持管理のための小破修繕と、居室改修工事等の営繕工事を実施いたしました。また、備品購入費ではエアコン等を購入したところでございます。

35ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在、6,770万1,000円でございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 続いて、千曲荘施設長。

千曲荘施設長(町井和夫君) 続きまして、議案第16号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘の決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

説明書の37ページをお願いいたします。入退所の状況でございますが、入所が10名、退所が11名、うち死亡退所が11名でございます。

39ページをお願いします。一般入所者の利用状況でございますが、延べ利用人数は2万1,374人、利用率につきましては97.6%でございます。

40ページをお願いします。平均介護度につきましては4.22でございます。

41ページをお願いします。短期入所の利用状況でございますが、延べ利用人数は2,271人、利用率は103.7%でございます。

43ページをお願いします。主な事業の歳出でございますが、工事関係では豪雪に伴うベランダ手すりの修繕工事を168万円で行いました。備品の購入につきましては、老朽化に伴いまして全自動洗濯機を194万2,500円で、乾燥機92万4,000円で各1台更新をいたしました。44ページをお願いします。同じく備品としまして、利用者の利便向上を図るため、電動ベッド5台を112万3,500円で購入をいたしました。

45ページをお願いします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で1億7,670万円でございます。

続きまして、議案第17号 養護老人ホームの決算認定につきまして、説明申し上げます。

47ページをお願いします。入退所の状況でございますが、入所が7名、退所が7名、うち死亡退所が3名でございます。4名の差異につきましては、2名が併設の特養へ、2名は入院によるものでございます。

49ページをお願いします。入所者の利用状況でございますが、年間延べ1万7,913人で、利用率につきましては約98.15%でございました。

50ページをお願いします。主な事業の歳出でございますが、工事関係では居室改修工事、これは利用者の重度化対応としまして、畳からフローリング床に4室を改修したものでございまして、168万円でございます。

51ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で、4,500万円でございます。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 続いて、いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(山岸元春君) 続きまして、議案第18号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について、補足の説明を申し上げます。

53ページをお願いします。中段の表、入退所の状況ですが、入所が14名、それから退所が15名、うち死亡退所の方が13名でございます。

次に、54ページをお願いします。入所されている方の内訳でございますが、平均年齢85.6歳ということでございます。

55ページをお願いいたします。市町村別利用状況表の欄外であります。一般入所者の利用率につきましては、97.43%でございます。

56ページをお願いします。介護度別利用状況の平均介護度は4.45となっております。

57ページをお願いいたします。短期入所者利用状況につきましては、延べ利用者人数4,348人、利用率は119.12%でございます。

59ページをお願いいたします。主な支出であります。中段の施設の建設に伴う起債償還金としまして、2,994万1,181円を一般会計に繰り出しをしました。

次に、施設整備の関係でございますが、流し台の給湯管等改修工事で92万4,000円

を支出しております。入所者の口腔衛生の改善を図ったものであります。利用者の生活関連の向上を図る中での備品購入でございますが、電動ベッド1台22万2,600円、食器消毒保管庫1台31万3,950円、特殊浴槽1台33万8,000円等でございます。続いて、60ページをお願いいたします。汚物除去機でございますが、2台12万4,700円、利用者の健康保持の関係では、吸引器2台16万2,750円などでございます。

61ページをお願いいたします。財政調整基金の現在高、5月31日現在でございますが、2億1,830万円であります。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 続いて、菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(片塩義昭君) 続きまして、議案第19号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明書63ページをお願いいたします。中段ほどに入退所の状況ということではありますが、入所が12名、退所が15名、うち死亡退所が13名でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。利用状況でありますけれども、欄外にありますけれども、入所者の利用率につきましては95.26%、延べ利用人員は2万862名でございます。

続いて、66ページをお願いいたします。欄外にありますけれども、平均介護度につきましては4.31であります。

67ページをお願いいたします。短期入所者の利用状況でございますけれども、延べ利用人員が4,543名、利用率は124.47%でございます。

次に、69ページをお願いいたします。主な歳出の関係でございますけれども、施設維持のための小破修繕等々を行いましたけれども、ここに申しわけないんですけれども、記載してございませんけれども、豪雪被害に遭いました屋根の修繕を450万4,500円で行いました。収入につきましては、全額二つの損害共済金の給付を受けております。あと備品購入を行っております。続きまして、70ページをお願いいたします。備品の購入ということで、電動ベッド4台、各種車いすを購入し、入所者の生活維持向上に努めました。

71ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在で、1億9,796万5,000円でございます。

以上であります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 次に、ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(武田良平君) 続きまして、議案第20号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

説明書の73ページをお願いします。入退所の状況でございますが、入所が12名、退所が11名、うち死亡退所が10名でございます。

次に、75ページをお願いいたします。利用率につきましては95.56%でございます。

次に、76ページをお願いします。平均介護度につきましては4.01でございます。

77ページをお願いいたします。短期入所の利用状況につきましては、延べ利用人数については2,935人、利用率は160.82%でございます。

次に、主な歳出につきまして、79ページをお願いいたします。施設建設の際の起債償還金として、一般会計へ4,899万3,600円をお返しをいたしました。施設の維持及び環境整備のために、小破修繕と手洗器増設工事等を行いました。ほか脱臭除菌機等の備品購入をいたしました。

80ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で、1億3,120万円でございます。

以上でございます。

(事務局次長 挙手)

議長(山崎一郎君) 最後に、事務局次長。

事務局次長(関谷竹志君) 続きまして、議案第21号 ふるさと市町村圏事業特別会計であります。81ページをご覧をいただきたいと思います。

1項広域市町村圏振興整備事業費であります。観光の里づくり事業、スポーツの里づくり事業、文化の里づくり事業をそれぞれ市町村等へ委託したほか、連合で広域観光案内マップの内容を補正し増刷いたしました。また財産管理事業では、望岳荘建設の際の貸付金の元金償還分を積み立てたものでございます。

続きまして、議案第22号 公平委員会特別会計であります。83ページをご覧ください。定例会4回の開催分、会議出席旅費、職員人件費の一部も含まれております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長(山崎一郎君) 以上で、事務局次長並びに各施設長の補足説明を終わります。

議長（山崎一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（散 会） （午前11時03分）

平成19年第3回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成19年10月30日(火) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(21名)

| | |
|--------------|-------------|
| 1番 尾澤正功 議員 | 12番 坂原シモ 議員 |
| 2番 荻原 勉 議員 | 13番 富井耕一 議員 |
| 3番 山本一二三 議員 | 14番 武田貞夫 議員 |
| 4番 高橋正治 議員 | 15番 佐藤武士 議員 |
| 5番 林 紘一 議員 | 16番 竹内知雄 議員 |
| 6番 小林洋之 議員 | 17番 青木豊一 議員 |
| 7番 西澤忠和 議員 | 20番 渡邊 力 議員 |
| 8番 島田伯昭 議員 | 21番 小林克彦 議員 |
| 9番 西條豊致 議員 | 22番 武田典一 議員 |
| 10番 竹内卯太郎 議員 | 23番 山崎一郎 議員 |
| 11番 高木尚史 議員 | |

欠席議員 次のとおり(2名)

| | |
|--------------|--------------|
| 18番 藤木八十治 議員 | 19番 久保田三代 議員 |
|--------------|--------------|

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 青木 正 主 査 西田幸一

事務局次長補佐兼総務係長 石川保文 主 査 宮本秀一
保険福祉係長 養田昭二

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

| | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 広域連合長 | 青木 一 | 幹 事 | 日台 吉太郎 |
| 副広域連合長 | 石田 正人 | 幹 事 | 苅和 速雄 |
| 副広域連合長 | 芳川 修二 | 幹 事 | 齋藤 家富 |
| 副広域連合長 | 河野 幹男 | 事務局次長 | 関谷 竹志 |
| 副広域連合長 | 高橋 彦芳 | 望岳荘施設長 | 山田 吉廣 |
| 副 管 理 者 | 小林 貫男 | 高社寮施設長 | 豊田 洋輔 |
| 監 査 委 員 | 金井 義信 | 千曲荘施設長 | 町井 和夫 |
| 会 計 管 理 者 | 豊田 博文 | いで湯の里施設長 | 山岸 元春 |
| 幹 事 | 栗原 満 | 菜の花苑施設長 | 片塩 義昭 |
| 幹 事 | 今清水 豊治 | ふるさと苑施設長 | 武田 良平 |
| 幹 事 | 白鳥 久男 | | |

(開 議) (午前 10 時 00 分)

(開議に先立ち、青木事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山崎一郎君) ただいま報告どおり、出席議員が定数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(山崎一郎君) 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案にかかわる質疑についてのみ願います。

議案第1号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案について願います。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長（山崎一郎君） それではなければ、次に、議案第2号 平成19年度一般会計補正予算（第1号）についてお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に進みます。

議案第3号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に進みます。

議案第8号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から議案第10号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に進みます。

議案第11号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に進みます。

議案第12号 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 15番、佐藤武士議員。

15番（佐藤武士君） ページ8ページ、障害程度区分認定について、だれがどのように行っているのかお尋ねしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） ただいま、障害程度区分認定審査会のことについてのご質疑でございますが、昨年4月からの法律改正に基づきまして、18年7月1日発足したものでございます。委員は5人おりまして、お医者さん、西丸先生なんですが、医師1名、それと北信圏域障害者生活支援センターがございますが、その所の所長の福岡さん、あと作業療法士の森さん、保健師の小岩さん、看護師の湯出川さんというような方で構成いたしております。

よろしく願います。

議長（山崎一郎君） 15番、佐藤武士議員。

15番（佐藤武士君）ここにぜひね、障害者を呼んでいただきたいなあと、私はそんなふう
に思っているんですが、これはあくまでもこの5人の方が一緒に審査されるということでは
しょうか。一人一人じゃなくて。できたら、もしかして5人で審査されるならば、ぜひこの
メンバーの中に障害者も1人入れていただければなあと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山崎一郎君）事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君）ただいまの質問ですが、審査のやり方といたしますれば、事前に
調査したものを各委員さんのところへお配りしておきまして、で、委員5人が集まって審査
するという形をとってございます。で、そこへ障害者本人を入れてほしいということござ
います。その辺につきましては不可能はないと思うんですが、任期が2年というようなこ
とになっていますので、研究しながら進めていきたいというふうには思います。

議長（山崎一郎君）佐藤議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君）なければ、次に進みます。

議案第13号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついてから、議案第17号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算
認定についてまでの5議案について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君）17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君）一つは全体にかかわることなんですけれども、常勤職員が減少し、非
常勤職員がふえているわけでありまして。連合長の説明、提案説明の中でも、いわゆるこの非
常勤職員、なかんずく嘱託職員がですね、代替要員もございますけれども、いわゆる常勤職
員にかわって職務を行うと、こういうこともあるように見受けられるわけでありましてけれ
ども、いわゆる代替職員以外の嘱託職員は全体の、職員全体の常勤職員、そしてまた代替職員
以外の嘱託職員数をお伺いしたいというふうに思います。

それから、あわせて嘱託職員も長期化されている方もおいでかと思うんですけれども、連
合といたしましては、嘱託職員に対する割り増し報酬等についても具体化されているわけ
ですけれども、こういう制度が18年度から始まったわけですが、実際、実績はどのよう
になっているのか。そしてまたないという場合、仮にないという場合に、施設長からの判断と

いうふうになっているようですけれども、そこの辺の状況をお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、嘱託職員のこの勤務期間ですね、同一の方が最長どの程度おいでになって、5年以上ですね、5年以上10年以上の方がどの程度おいでになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、これも全体にかかわることですけれども、介護保険制度が変わりまして、食事あるいは居住費の全額利用者負担というふうになったわけですけれども、いわゆる具体的にその負担増になった部分というのは、どの程度になるのかお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 今、嘱託職員についての関係でご質問がございましたが、嘱託職員数は83人でございまして、代替職員数は含まれておりません。代替数は19人ほかにあります。ですので合計102人ということになるかと思えます。

それと、勤務期間別でございしますが、細かくはちょっと今手元に資料がございませんが、5年以上勤務されている方は約20人ほど、10年以上の方はいらっしゃるというような状況でございます。

で、割り増しの実績でございしますが、総トータルの金額はちょっとわからないんですが、6月が0.5カ月、12月が1カ月というようなことで支給いたしてございます。

それと、あと最後にありました食費と居住費の負担増の関係でございまして。ちょっとまとめてございませぬ、済みませぬ、よろしく願いいたします。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 継続でお伺いしたいんですけれども、もう一つ嘱託職員の昇給についても実施されていますよね。予算化はされたかと思うんですけれども、その実績と何件ほどそういう対象者があったのかなかったのか、そしてその結果についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 昇給につきましては、まだ今年度はやっておりませぬ。来年に何らかの形で実施したいというふうに考えているところでございまして。よろしく願いいたします。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ということは、確か実施は18年度からだったというふうに思うんですが、結果として、そういう昇給のすべき者がなかったということなのか、実施が19年度からなのか、確か18年度だったと思うんですけれども、ちょっと改めてお伺いいたします。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 済みません、一応、昨年18年4月1日なんですが、全体的な見直しを行いました。で、基本的にはそこからスタートというような部分がありました。

で、19年4月1日、1年経過のとし4月なんですが、大幅なベースアップをいたしました。嘱託職員で約1万円ほど上げたのかな。そういう部分もございまして、この4月はやらなかったと、そこでも、これは予算の範囲内ということになっていきますので、そのベースアップの部分だけで予算を使ってしまったというようなことで、この4月はやらなかったというようなことでございます。よろしく申し上げます。

議長（山崎一郎君） 青木議員、よろしいですか。

ほかに。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 一つはですね、全体にかかわることですが、それぞれの施設でパソコンなどの購入がされています。で、見てみますと同じ単価ですから、恐らく共同購入という形での入札をされたのかなというふうに思うんですけれども、これは経費削減という視点からも、なるべくこういう方策を、個々の施設でやるよりも効果的な購入方法だと思うんですけれども、その入札方法のあり方と、そのほかに工事請負費それぞれ施設の方で行っておりますけれども、それらの入札なども含めて、どういう対応をされた結果として支出がされたのか、お伺いをしたいというのが1点。

もう1点は、決算の審査結果について報告がございしますが、この中で未収金について、市町村からの請求情報突合エラーにより未収金が生じたという記載がございします。具体的にどのような経過でこのようなエラーが生じたのか。広域連合の一つのミスなのか、あるいはそれぞれの自治体の側におけるミスなのか、その点を少し明確にお答えをいただきたいと思っております。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 済みません、パソコンの購入の関係でございします。19年からは一括入札を指名競争入札で行ってございします。管内6市町村を対象に行っておるとい

でございます。

それと、工事の関係のお話もございましたが、それにつきましても、できるだけ管内の業者を入れながら、基本的には各施設で対応しているということでございます。

それと、請求エラーの関係でございますが、ここでちょっと私どもも具体的にやっていませんので、よくわからないんですが、例えば介護度の変更がうまく伝わっていなかったりとか、そういうことが内容でございます。よろしく申し上げます。

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 今ご答弁ありましたけれども、例えば介護度が違うということは、1割負担ですから、それぞれの介護度によって費用負担が変わりますから、当然単価も変わってくるわけですから、その辺での、例えばそれぞれの施設の側が入所者の介護度をきちんと把握をしていれば、それに伴って、それぞれの自治体に請求をするということですから、そんなに間違いが起きるはずはないというふうに思うんですよね。それがその突合エラーが生じたということは、いわばどちらかに非があるというふうに思うんですよ。ですからその非があるのが広域連合なのか、あるいは受ける側の自治体なのか、そのところをはっきりしないと、今後もそのような事例というのが生じてくるおそれがあるわけですから、そのところを明確にしておかないと、今後の再発防止という意味でも、大変大事なことではないかなあというふうに思いますので、改めてご答弁をいただきたいと思います。

議長（山崎一郎君） それでは施設を代表して、菜の花苑の施設長から答弁してもらいます。

菜の花苑施設長（片塩義昭君） 今、議長の方から施設を代表ということでありますけれども、ちょっとほかの方はわかりませんが、うちの方、短期利用者負担金2件分が未収になっております。この受け入れについては3月分の保険利用料でございまして、この辺、利用者自治体側、うちの方は村ですよね、この辺の事務的な過誤がありまして、うちの方自体は特に間違ったことはしておりませんで、その事業所とうちの方での作業と、村の方のちょっと連絡不足がありまして、未収計上になっておりまして、一応6月には入っております。

以上です。

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） ですからね、例えば介護度が、例えば3から4に変わった場合ですね、そうすると自己負担率が上がるわけですね。ですから入所者の方は介護度3だというふうに理解をしていたにもかかわらず、4で請求が来れば、それだけ入所者は負担がふえるわけ

ですよね。ですからそういう経緯でも、その入所者にとっても、そういったエラーというものが生じた場合に、思っていた額よりも大きい負担が生じるということもあり得るわけですね。軽くなる場合もあり得るでしょうけれども。そういう点では入所者にとっても、このことは大きな問題だというふうに思います。

そういう観点からしても、広域連合とそれぞれの自治体間のきちんとした連絡体制、あるいは請求体制、そしてチェック体制、きちんと確立をして、入所者の皆さんに迷惑がかからないような、そういう方策を改めて今後に対応していただきたいというふうに要望しておきます。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） ありがとうございます。十分その点注意いたしまして、今後事務に当たりたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

議長（山崎一郎君） 高木議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） それでは、次に進みます。

議案第18号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定から、議案第20号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定までの3議案について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に移ります。

議案第21号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に進みます。

議案第22号 平成18年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） 質疑ありませんので、以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成19年第3回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

| 発言 順位 | 件 名 | 質 問 者 | | 答弁者 |
|----------|-------------------------------|-------|--------|-------|
| | | 議席 | 氏 名 | |
| 1 | 広域保健福祉推進方策研究結果報告書について | 1 1 | 高木尚史議員 | 広域連合長 |
| | 消防の広域化について | | | |
| | | | | |
| 2 | 地域医療体制について | 1 5 | 佐藤武士議員 | 広域連合長 |
| | 広域観光について | | | |
| | 広域連合における教育行政への取り組みについて | | | |
| 3 | 広域圏福祉推進方策研究結果報告書等高齢者対策について | 1 7 | 青木豊一議員 | 広域連合長 |
| | 広域圏内の福祉人材確保と施設の経営及び利用者の実態について | | | |
| | 北信広域圏内の医師確保について | | | |

議長（山崎一郎君） 日程2 これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、広域保健福祉推進方策研究結果報告について。消防の広域化について。11番、高木尚史議員の発言を許します。

11番、高木尚史議員。

（11番 高木尚史君 登壇）

11番（高木尚史君） 11番、高木尚史でございます。通告に基づいて質問をさせていただきます。

最初に、広域保健福祉推進方策研究結果報告書についてであります。

昨年6月29日に研究会を立ち上げまして、研究討議を行った結果として、本年3月に研究結果報告書がまとまり発表をされました。そこで報告書の内容について順次お伺いをしていきたいと思っております。

報告書の内容は、9項目にわたり施設等の運営状況に始まり、取り巻く環境、そして今後の施設等のあり方など、具体的な提言として民営化の推進と課題などについて触れております。これらの内容を含めて、報告書をどのように受けとめ、評価をしているのか、最初にお伺いをいたします。

特に大きな課題と問題点として、効率的な施設運営と経営改善の具体策について、民間への移管が適当と位置づけております。このことについての課題も示しておりますが、施設等のあり方と施設の経営改善をどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

また、民間への移管を推進していくこととしていますが、報告書に記載されていること以外にも多くの問題点があることは当然であります。そこで、基本的な問題になりますが、民営化推進に際してのメリットとデメリットは何か、お伺いをいたします。

次に、今後の対応についてであります。研究結果報告書の中では、具体的な方法を推進していくための組織を設置し、推進計画を策定し、計画的に進めることを望んでおります。当然のことではあります。高齢社会が進行していく中では、私は行政が担わなければならない分野として位置づけるならば、民営化には反対の立場ではありますが、報告書を具現化していくための計画と展望はどのように計画をされていくのか、お伺いをいたします。

民間への移管について、建設年度の古い施設と起債償還の終えている施設について触れられています。そこで、各施設の起債償還計画と中長期の財政計画の見通しはどうか、お伺いをいたします。

研究結果報告書の内容について、現段階では住民の皆さんや施設利用者を含めた関係者の皆さんに余り知られていないのではないかと思います。計画ができたからといって、すぐに実行できるものでもありません。きめ細かな対応が求められることとなります。そこで周知方法とパブリックコメントなどの対応をどのようにされているのか、お伺いをいたします。

続いて、消防の広域化についてであります。

まず広域化への対応についてお伺いをいたします。昨年6月に消防組織法が改正され、消防の広域化を進めることになり、消防広域化推進計画を平成19年度中に都道府県段階で策定するよう、消防庁長官が求めております。既に法改正がなされ、長野県でも基本方針を定め、具体的な方向が出されようとしております。今の時期になって今さらと思われるかもしれませんが、広域化による弊害について、共通の認識を持って対応することが必要ではないかという思いから質問をいたします。

まず、広域連合規約の中で、消防の広域化に関することについて調査研究することになっ

ておりますが、どのように対応されてきたのかお伺いをいたします。

北信広域連合管内には岳南広域消防組合と岳北広域行政組合の二つの消防組織が存在し、ともに一部事務組合組織としての運営がなされ、広域連合の構成組織でもあります。県の基本方針によって、いずれも研究と検討をされていると思われませんが、二つの消防組織と広域連合との連携をどのように位置づけているのか、お伺いをいたします。

次に、今後の対応についてであります。広域化を進める観点から、当然メリットが強調されるのが常ですが、長野県は地形的にも、天候、風土からも南と北とでは大きく条件が異なっております。広域連合管内でも同様であります。そんな状況下で消防の広域化を進めるわけですから、メリットとデメリットについての分析をきちんと整理する必要があります。その上で分析結果を県が進める計画にどのように反映させていくのか、お伺いをいたします。

最後に、消防無線のデジタル化についてであります。総務省消防庁は平成28年度までに消防救急無線のデジタル化を進めることとして、平成15年10月に電波法関係審査基準の改正が行われ、現在利用されているアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までといたしました。しかし、デジタル化への移行は通話距離が短くなったり、それをカバーするための中継局を新たに設置したりする費用や、維持管理費の増加など、財政的負担が増大をいたします。そして、災害発生時などにおける通信網の確保が困難になるのではないかと危惧される面などがあります。特に前段申し上げましたように山間地域を抱えたこの地域では、なお心配な一面であります。そこで法改正などで決まってしまうことではあります。デジタル化とアナログの問題点についての対応をお伺いして、質問といたします。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） ただいま、高木議員から2点ご質問をちょうだいいたしました。

まず、広域保健福祉推進方策研究結果報告書について答弁を申し上げます。

昨年度、広域連合施設の現状や財政状況、また、民間施設の状況等について十分ご検討いただきまして、ことしの3月にその報告をいただいたところでありまして、各議員さんにもその報告書をお配りをさせていただいたところでありまして、将来的には民間への移行はやむを得ないという結果になったところでありまして、近年は社会福祉法人による施設整備が進み、中心的役割を果たしてきており、引き続き質の高い介護サービスの提供が期待できること、また、各市町村では多くの課題を抱えており、そのための行政改革といたしまして、民間でできることは民間でという行政のスリム化が求められているところでありまして、

報告書につきましては、これからの施設運営についての方策や、推進に当たっての課題などについて、十分研究された内容にまとめ上げていただき、大変評価をしているところであります。

なお、民間移行に当たりまして、職員や入所者の処遇問題や、施設の整備条件等の課題もありますので、これらの問題につきましては、今年度立ち上げいたしました広域保健福祉推進委員会で十分検討していきたいと思っております。

次に、今後の施設のあり方と経営改善のご質問でございますが、民営移管するまでの間は、引き続き利用者へのサービス水準の維持、効率的な施設運営を目指し、正規職員率に留意をしながら、また賄い材料費や消耗品、備品等の一括購入による経費の削減を図っていききたいと思います。なお、民間移行された場合につきましても、介護サービスの向上、入所調整等の必要な部分につきましては、連携を図っていく必要があると思っております。

次に、民営化推進に際してのメリット、デメリットの質問でございますが、民設民営の場合のメリットといたしましては、社会福祉法人の持つ機動性や柔軟性を生かした効率的な介護サービスや、素早いニーズ対応が期待できること、また行政の負担が少なくなることなどが上げられます。デメリットといたしましては、行政としてのかかわりが反映しにくくなることが予想されますが、当連合といたしましては、何らかのかかわりを持つことが必要と考えております。

次に、今後の対応でございますが、報告書の具現化計画につきましては、本年度立ち上げいたしました広域保健福祉推進委員会で、今後とも検討をしていきたいと考えております。また展望につきましても同様に、推進委員会において今後計画をしていきたいと思っております。

次に、施設ごとの起債償還計画についてでございますが、現在、高社寮と菜の花苑を除く施設において起債償還をしておりますが、施設ごとの起債償還状況につきましては、この後、事務局次長の方から説明をさせます。

次に、中長期の財政計画の見通しについてであります。長期シミュレーションの中では、特に養護会計におきましては、措置費の基準額引き下げ等に伴い厳しい財政運営が予想され、また、特養家計におきましては、介護報酬単価の引き下げ等により、施設によっては基金からの繰り入れが必要となる状況が予想されるため、基金の一括管理を視野に入れながら、計画運営をしなければならないと考えております。なお、利用者へのサービスの充実並びに健全な施設運営を図ることは当然であります。先ほど申し上げましたとおり、極力賄い材料費や消耗品等の経費削減に努力をしていきたいと思っております。

次に、周知方法とパブリックコメントについてでございますが、保健福祉推進委員会である程度の方向性が出た段階で、委員会の意見を踏まえ、今後どのような方向で実施していくか検討をしていきたいと考えております。

1件目に関しては、以上であります。

次に、2点目であります。消防の広域化についてご質問をちょうだいいたしました。

当連合発足前の平成11年、連合発足の際、岳南、岳北の消防部門の統合を視野に入れ、北信広域消防再編検討委員会を組織し、研究を進めてまいりましたが、結局、連合発足には間に合わず、連合発足後第2次の検討会議を組織し、3回から4回会合を重ね、引き続き検討をしてきたところであります。

その後、平成13年に入り、消防庁長官より消防広域再編は市町村合併により行うのが効果的であるということから、市町村合併を優先をし、あわせて消防広域化を推進するようとの通知があり、消防広域化検討は休止状態にあり、市町村合併の動向を注目してまいりました。市町村合併が一段落した昨年6月、消防組織法が改正され、都道府県が今年度中に策定する推進計画に基づき、平成24年度までに管轄人口を30万人以上を一つの目標として、消防の広域化を図ることとされました。

県は今月の17日、推進計画の原案を消防広域化推進検討委員会に示しましたが、今後は県内の消防本部を組織する連合長、組合長等の意見を聞き、最終案を検討委員会に諮った上で、年内には推進計画を決定する予定と聞いております。当連合といたしますれば、管内町村の動向を注視しつつ、役割があれば果たしていきたいと考えております。

次に、広域化のメリットは、災害時における初動体制の強化、救急業務や予防業務の高度化及び専門化、高度な資機材の計画的な整備等が上げられます。デメリットにつきましては、消防職員の地理への不案内が懸念されるところでございますが、いずれにいたしましても、岳南、岳北両組合長の意見聴取が行われる予定でありますので、そういった機会にこの地域としての意見表明ができるものと思われま。当連合といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、その連合としての役割があれば果たしていきたいと考えております。

次に、デジタル化につきましては、平成28年5月までに、消防無線のデジタル化をしなければならなくなったわけではありますが、広域化の次の問題として、経費の問題等クローズアップしてくるものと考えているところであります。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 広域各施設の起債償還計画の見通しにつきまして、連合長答弁に補足してご説明申し上げます。

現在の起債償還状況につきましては、高社寮は償還は既に終わっており、菜の花苑は借入時の経過があって、施設としての償還はありませんが、市町村でご負担をいただいております。

残りの4施設の起債終了年及び毎年の償還額について申し上げます。最初に望岳荘であります。平成33年度までありまして、32年度までは償還額は約3,100万円、最終年度の33年度は償還額は約2,000万円。次に千曲荘ですが、平成21年度までで、償還額は1,600万円。次に、いで湯の里であります。平成25年度までで、24年度までは償還額は約2,900万円、最終年度の25年度は約1,500万円となっております。最後に、ふるさと苑でございますが、平成32年度までございまして、償還額は約4,900万円というような状況になってございます。

よろしく申し上げます。

議長（山崎一郎君） 高木議員、再質問はありますか。

11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 継続でお願いをいたします。

最初に、保健福祉推進方策研究結果報告書についてですが、この内容につきましては、一通り目を通させていただきましたけれども、基本的には既に新聞報道がされておりますように、長野広域では三つの施設を移管をするという、具体的な計画を提示をして、段階的に進めようとしております。内容につきましても、この北信広域がまとめた研究結果報告とほぼ似たような内容になっているわけですが、一つは既に立ち上げました推進委員会で十分このことを検討していくということでもありますけれども、どのくらいの日程で最終的な推進委員会として結論を出していくのか。ということは、今それぞれの起債の償還のそれぞれの年次がご答弁がありましたように、計画の中では老朽化施設、あるいは起債償還の終わった施設というふうに、具体的になってくるわけですので、当然この推進委員会での議論の中では、具体的な施設の名前がいわば老朽化と起債の償還が終わったというところから出てくるというふうに思います。そういう観点から、どういう時点で結論を出すのかというのがまず一つ。

それと、ご答弁にもありましたように、職員の待遇の問題なども大きな課題だろうというふうに思います。で、この中では特に報告書の中で、正規職員の比率割合を現在の80%から65%に引き下げ、さらには給食調理の民間委託も視野に入れるという、具体的な項目に

も触れています。当然職員の待遇をどのようにされていくのかということは、大変大事なことでありますから、そのことも含めて、どういう対応をされていくのか。その辺、既に立ち上げた推進委員会の中で、どういう方向づけをするのかをお願いをしたい。

と同時に、先ほど議案質疑の中にありました嘱託職員が83人ということでもありますけれども、ことしの2月の連合議会の中で、平成18年度と19年度の職員の正規職員と嘱託職員の比率について、19年度は29.5%に上昇をしたという、18年度と比較をして22.1%から29.5%に上昇したというご答弁がございましたけれども、この83人という嘱託職員の場合、正規職員を対象にしてどの程度の比率まで上がっているのか、その辺数字的なものですが、おわかりでしたらお願いをしたいというふうに思います。

それと、推進委員会のメンバーをどのようなメンバーで立ち上げているのか、具体的な内容についてご答弁をいただきたいと思います。

そして、この施設の研究結果報告書の中で、私はちょっと疑問に感じたんですけれども、このような重要な報告書の中で、研究検討委員会のそれぞれの委員の皆様の名簿がついていないんですね。ということは、私は一応存じてはおりますけれども、19名の委員の皆様、オブザーバーも含めて、そういったこういう大事な報告書を出すに当たっては、責任を持って出しているというふうに思いますから、そういう意味でそれぞれの委員の皆さん方の氏名を報告書にやっぱり添付をしておくべきではないかなというふうに思うんですよ。

というのは、なぜこのようなことを申し上げるかというと、さきの議会の中でも申し上げましたけれども、オブザーバーの方について若干私は疑義があるということも申し上げましたけれども、そのような観点から含めて、今後の対応をいわば左右するような事項ですから、そのところをきちんとすべきではなかったのかというふうに思います。意図的に削除をしたのではないというふうに思いますけれども、その辺、委員の皆さん方のお名前などを記載をしなかったのはなぜなのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、周知方法ですが、このことについても、さきの検討委員会の中でどのような対応をしていくのかということにも触れさせていただきました。今後はこの議会を含めまして、十分な議論をしていきたいというご答弁をいただいておりますけれども、やはり原案が固まった段階で、周知なり意見を聴取するのも一つですが、まずはこの報告書が出たということですね、きちんとオープンにして、この報告書について住民の皆さん方、あるいは施設の入所者も含めて、どのような意見を持っているのかということをもっと聞くべきではないかというふうに思うんです。そしてその意見をですね、立ち上げました推進委員会

の中でも尊重をしながら議論をして、結果を出していくという、そういう手順の方が推進委員会としてもやりやすいのではないかというふうに思いますし、地域の皆さん方の意見を吸い上げるといった視点からも大切なことだというふうに思いますが、そのことについてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

それともう一つ、それぞれ組織の運営について、基金の繰り入れが必要になることも今後考えられるというご答弁をいただきました。その上で一括管理も必要なのかなということでもありますけれども、これは本当に重要なことだというふうに思うんです。

例えば民間に移管をした場合に、その施設の基金はどうするのかという問題が残りますけれども、その部分の基金というのは当然なくなるわけですから、広域連合としての全体の基金が減少をするわけですよ。そうしますと、その基金を当てにしてその繰り入れや運営を考えていくということが、いわば大変難しくなるということも当然考えられるわけですよ。そういう点で、その基金の扱いというものがどういうことになるのかというものも課題になるでしょうし、もう一つは、私はちょっと調べたところで、それぞれの基金というものを一本化するということは、確か法的にはかなり困難なことではないかというふうに記憶をしているんです。あくまでも施設が持っている基金は施設のものであって、それを一本化するということは、してはならないというような見解がどこかにあったような記憶がございます。これは不確かですけども、そこところは法的に可能なのかどうなのかというのは、十分議論をしなければいけない問題だというふうに思いますが、その辺含めてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

消防の広域化についてですけども、これはそれぞれ議論があるところです。確かに消防庁は市町村合併と同時進行をとることを念頭に置いていたようでもありますけれども、そう言っても本来の市町村合併の方に力点を置きまして、消防の広域化というものが遅々として進まなくなったと。したがって、それを広域化を進めるには、消防庁が例えば30万人という一つの規模を示して、いわば強制的にそれぞれの広域消防を実現をしようという、そういった計画のもとに、そのような計画が進められているのではないかなというふうに思います。

それぞれ岳南、岳北それぞれの一部事務組合としての消防組織があるわけですけども、一つはこの二つの消防組織がですね、やはり一定の連携をしながら、方向性を県などに要望していくということが必要ではないかなあというふうに思います。特に答弁の中にもありましたように、職員の体制の問題や、地理の問題など不案内だとか、いろいろと問題もあるで

しょうけれども、私はそのことも必要ですけれども、問題になるのは、このデジタル化の問題の方がもっと大きいのではないかなあというふうに思うんです。

で、アナログよりもデジタル化によりまして、通話距離が約半分になります。当然半分になるということは、中継基地を設けるということになるわけですが、これはNTTの中継基地を使わせていただくというのも一つの考えのようでもありますけれども、そういう意味でのデジタル化というのは、経費的に初期投資がかなりかかってくるのではないかなあというふうに思います。そういった経費の面で県の補助なり、あるいはその国の補助も含めて、どの程度総体的な投資が必要なのかという、そういう試算と、当然中継局ができますから、維持管理費というのは当然毎年かかってきますから、それは広域連合管内のそれぞれの行政の負担金というものを当てにしなければならなくなるだろうというふうに思います。そういう意味で、それぞれの財政負担がどういうふうな形になるのかというものも、十分検討していかなければならないというのが一つの大きな問題だろうと思います。

で、もう一つの問題点は、山間部の問題であります。やはり電波が届きにくくなる、初期出勤が十分な対応ができるという話でありますけれども、例えば大規模地震などが発生をした場合に、中継局なども含めて被害をこうむりますと、このデジタル無線というのはほとんど使えなくなってしまいます。あるいは秘匿、個人情報の秘匿の問題も一つ課題になってきます。漏れるというおそれも十分あるわけですね。

したがって、今現在の消防組織の中では、恐らく無線ではなくて、個人情報の問題については携帯電話などで漏れないような対応をしているのではないかなあというふうに思いますが、そういった電波が届かないという災害時に、いざというときに、それぞれの連絡体制が確保できないという問題や、あるいは携帯無線が今度は今のアナログよりもデジタルの場合には、使用時間が長くなりますと、バッテリーがすぐ終わってしまうという、そういった問題などがありまして、携帯無線の使用がいざというときにはかなり難しくなるだろうというような問題など、いわば初動体制以前の問題として、連絡体制がとれないという、そういう課題が大きくクローズアップをされてきております。こういう問題については、なかなかデメリットとして報道をされておられませんし、聞くことができないわけですが、そういう防災体制としてのデジタル化に伴う弊害というのは、大変大きな問題だろうと思うんです。

ただ、残念ながら先ほど申し上げましたように、平成28年の5月31日までで、このアナログ周波数が使えなくなってしまうという法的な措置がされていますから、大変この問題についてはそういう弊害が起きることについては、国なり総務省消防庁あたりがきちんと対

応していくべきだというふうには思いますけれども、これらの問題などについても、やはり県に十分地理的な問題も含めて進言をしていかなければならない問題だろうと思います。

そういう視点からいたしまして、そういうことで連合として対応する場面が来れば、対応するということがありますけれども、二つの一部事務組合の消防組織を一つとして、やはり総括的にその中心を担っていくというのは、構成員でもある広域連合の役目ではないかというふうに思います。そういう意味で、改めて広域連合としての対応をどのようにしていくのか、二つの消防組織の仲介をする、あるいは現状を見守るということだけではなくて、それぞれ積極的なかわりを持つべきではないかというふうに思いますが、改めてご答弁をいただきたいと思います。

議長（山崎一郎君） ここで10分間の休憩をしたいと思います。

（休憩） （午前11時02分）

（再開） （午前11時12分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青木広域連合長。

広域連合長（青木一君） それぞれの質問に対しての追加質問がございました。

まず、1点目は6点ほどに集約されるかと思えます。そのうち連合長として答弁するのがよろしいだろうと思うのは、パブリックコメントを得るための周知方法、まずこの点だと思います。この点に対しましては、確かにそれぞれの市町村の今どきの行政運営は、パブリックコメントを得ることが大事な一つの手法といえますか、やり方になっておりますので、連合でも今回そのようなことをさせていただくわけでありまして、結果ですね、地域の方々からいろいろ多くのご意見をちょうだい実質できるかどうか、また実質いろいろなコメントをいただくというやっぱり結果を得なきゃいけないわけですが、いろいろな方法論がある中で、今この推進委員会では、より具現化するための具体的な方策ということを検討しておりますので、今の段階の報告書の段階でパブリックコメントを求めるよりは、もうちょっと具体的に見える形をもって提案を申し上げ、その提案に対するコメントをいただくには、ある程度原案がまとまった段階の方がベターかなという判断であります。

いずれにしても、いろいろな方法がある中で、そのような観点から、そういう方法を選んだわけでありまして。

次に、消防の方でありますけれども、これは私の方である程度お答えをさせていただきたいと思えます。

まず岳北、岳南それぞれの本部が連携して、県全体の動きの中で対応すべきではないかというお話であります。まさにそのことが大事であろうかというふうに思いますが、まだ県の方もですね、大まかな方針が定まった程度の段階であり、これから市町村に、それぞれのまた消防本部に組合長、連合長等に意見を求めるというようなことをしっかりと打ち出しているもんでありますから、そのときになったら、それぞれの連合長、組合長がですね、当然我々もこの地域の抱える課題等を念頭に置きながら、しっかりと地域の実情を訴えていく必要があるんだというふうに思います。そのときにそこで書面で照会いただくのか、場合によっては面談等でその意見を聴取いただくのか、その関係は全然見えておりませんけれども、それぞれ組合長、連合長とともに同席しているような場面が設定なされれば、もちろん関係プレーで行います。そこで書面で照会があるならば、それにはまた私どもの考え方を、そこで情報交換をしながら、まさに密なる関係プレーでもって向かいたいなあと考えているところでもあります。

それから、そのデジタル化の問題で、初期投資が莫大にかかるのではないかと、また維持管理費も含めて、いずれにしろその負担金運営するためには莫大なお金がかかってくると、その点であります。これもうちちょっとまだ、恐らくそのようなことが感じられますけれども、数字的にまだ見えない段階で、具体的に評価できませんけれども、いずれにしましても、負担金で運営せざるを得ないわけでありますから、できるだけそれぞれの市町村の体力の範囲の中で納まるようお願いをしながら、県、国等のご支援をいただくようなことは、これからは声を大にして言っていかなきゃいけないのかなと思います。

それから、いざ有事の際には、災害等によって現実にそれが使えなくなってしまうと、そのときの問題は確かに特にこの地域はその危険性が高い、また可能性が危惧される地域でありますので、私どもの紹介のときには、この辺も強く訴えていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 高木議員さんの2回目の質問に対しまして、連合長答弁に補足してご説明申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、広域保健福祉研究会の関係であります。推進委員会のメンバー、あるいは日程というようなことですが、先ごろまだ発足したばかりでございます。1回目の会合をやったばかりであります。

で、メンバーであります。各市町村、構成市町村の保健福祉の担当課長さん6人入って

いただいています。それと施設職員代表というようなことで、連合施設千曲荘の施設長に入っていて、とりあえずそれでスタートということで、今後、検討していく中で、必要に応じて県といいますか、地方事務所にも入ってもらったり、あるいはまた場合によっては専門の検討が必要の場合には、専門家にも入ってもらうというような体制でスタートしたところでございます。

で、今後の日程であります、できれば月に1回ぐらいずつ会合を開ければいいなあというようなことの中で、年度内ぐらいには骨格を固めて、さらに細部の部分は来年度までずれ込むのかなというような感じで、事務局では考えておるというようなことでございます。

それと、職員の関係ですが、嘱託職員の人数につきましてご質問がございました。嘱託職員率、私ども正規職員率というような形で言っているんで、ちょっとそれが逆に変わったんで、ちょっと混乱しましたが、嘱託職員率でいきますと、30%ということでございます。先ほど申し上げましたように、193と83を足しまして、83はつまり30%ということになるかと思えます。

それと、ちょっと前後して申しわけないんですが、職員の、民間になった場合に職員の対応、待遇はどうされていくのかというご質問がございました。この辺につきましても、推進委員会で十分検討をしていくわけでございますが、基本的にはですね、本人の希望をやはり最優先しなければならないんじゃないかというふうには考えておるわけでございます。よろしくをお願いします。

それと、委員名簿、報告書のところに委員名簿がついてないではないかというお話もございました。ちょっと私どもの認識もずれていたのかなと思うんですが、同じように発行の方も特にはつけてはおかなかったんですが、報告書は委員会から連合長の方へ報告するというような性質のものでございまして、あとホームページ等でも公表しておるわけですが、そのところには委員名簿も、その同じところではありませんが、スタートしたときのページ等にはついておりますので、それはそれで十分ではなかったかなあというように考えての、そのくらいの認識だったというようなことでございますので、よろしくをお願いします。

それと、基金の一本化できるのかというようなことでございまして、私どもの方では基金条例を改正すれば、問題ないのではないかというふうには考えてはいたんですが、今のお話にございましたので、十分法的な部分も研究したいというふうには考えております。よろしくをお願いします。

議長（山崎一郎君） 高木議員、再質問はありますか。

11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） それでは、最初に保健福祉推進研究結果報告書についてですが、補足をしてご答弁をいただきましたが、確か今後民間に施設移管をすることが、本当に大丈夫なのかということが心配をされるわけですね。

というのは、今後の介護保険制度がどういうふうになっていくのか、あるいは来年から75歳以上の後期高齢者医療制度がスタートをいたしますし、さまざまな観点から、高齢者の皆さんの対応と保険制度のあり方そのものが、今後も本当に引き続き継続をしていくのだろうか。それによって施設の運営が十分対応しきれものだろうかという問題というのは、十分研究をしなければいけない課題ではないかと思います。

今、医師不足の問題もいろいろと全国にぎわせておりますけれども、病院が倒産をするという事態が、今、全国各地で生じています。これは診療報酬の点数が下がったという問題や、あるいは医師の不足の問題とか、さまざまな要因があるわけですが、病院はつぶれないという神話が崩れているわけですよ。そういうことを考えてみますと、こういった施設の運営のあり方と介護保険制度の問題を含めて、今後どういう方向で行くのかということ考えたときに、行政はきちんとそのことに対応していくということの方が、そういう危険性を生じた場合に、施設の入所者も含めて、地域の高齢者福祉の政策として、生き残れる可能性の方が高いのではないかとこのように私は思うんです。

ですから、例えば病院のように施設を民間に移管をしたと。介護保険制度やさまざまな状況の中で経営が困難になって倒産をするということも考えられるわけですよ。そうした場合には、まさに入所者の皆さんや家族の皆さん方が、いわば大変な状況に置かれるということになるわけですから、そういう単なるその経費とか、職員の問題なども含めて、単純な考え方だけでその結論を出す問題ではないというふうに認識をしています。そういう意味で、今後の例えば5年、10年後の今の施設のあり方と、介護保険制度がどういうふうになっていくのかという見通しも含めて、十分な議論をする必要があるのではないかとこのように思います。そういうことも含めて、どういう対応をされるのかというのがまず一つ。

それと、推進委員会の中のメンバーについてであります。担当課の担当課長と職員代表として千曲荘の所長ということですが、ここにやはり私は職員の雇用問題も絡んできますから、労働組合の代表も入れておくべきではないかと思うんです。で、職員の代表として施設長が入っていますが、施設長はそもそも経営のあり方などを議論する場合には、当然必要だとは思いますが、職員のいわば雇用問題や、労働条件の変更にかかわる問題です

から、そこに十分な意見を反映をさせるという意味で、職員組合の体表を入れておくべきではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

そして、それぞれ推進委員会の中の議論をどのように、そのオープンにしていくのかということも、問題だというふうに思います。長野広域ではそれぞれの会議の、前の検討委員会の議事録なども含めて、資料を含めて報告しています。果たしてその推進委員会ですから、具体的に計画を立てるわけでした、これはホームページなどで公表をすることがいいのかどうなのかという議論も必要でしょうけれども、でき得ればその旨の会議の検討状況、あるいは進行状況なども含めて、オープンしていくことがいいのではないかというふうに思いますが、これらの対応についてどのようにされていくのか、お伺いをいたします。

特にこの問題というのは、早急にできる問題ではないというふうに思いますが、既にそう言っても長野広域では報道をされていますから、また北信広域連合としてもどのような方向に行くのかというのは、かなり注目をされていることではないかというふうに思いますので、十分な対応をしていただきたいということを求めておきたいと思います。

それと、消防の広域化の問題についてであります。確かにまだ県の方での方向が、東北信と中南信二つのブロックがいいのではないかということも含めて、ある程度煮詰まってきたようではありますけれども、経費の面などが全然明らかになっていないんですね。そういう点では、例えばそれぞれの構成市町村がどれだけの負担をして、この広域化にかかわるのか、あるいは国、県の補助金がどういう形で来るのか、全く不透明なまま、その広域化の議論だけが先行をして進められているということに、大変心配をしています。その一つが今連合長の方からも話がありましたけれども、やっぱり広域のデジタル化による地域の連携体制というのが、一番心配になるわけですね。

例えば阪神淡路や中越沖地震、あるいは中越地震など、これらの第一報というのは大体行政のその消防の無線ではなく、一般のアマチュア無線、八ムの皆さん方からの第一報がその全国各地にその震災の状況を知らせたという状況があるわけですよ。そういう観点からいたしましても、デジタル化が法的にはもう期限が決められてしまいましたけれども、十分な対応ができるのかどうなのかというのが、一番心配をされるわけですから、地形的にも風土的にも大変な状況の中で、どのように対応させていくのかというのが、今後の課題になりますので、十分な意見を県に要望していったほしいというふうに思います。

それと、そのほかですね、それぞれの各自治体の消防団との問題が出てきているわけですよ、広域化に伴って。で、県の方向の中では、そういった消防団を含めてその連携を強化

をしようということなんでしょうけれども、それぞれの組織的なものを、それぞれの行政でまたつくろうとしています。まさにその事務的にも、あるいは業務的にも、消防団とのかかわりが今まで以上にその煩雑になる、あるいは会議や連絡調整という事務的なものがふえてくるといふ、予想しない問題がそれぞれの自治体の消防団との間の中で生まれてくるのではないかというふうに心配をしています。

今の段階で、それぞれの自治体でも消防団員のなり手がなくなるとか、いろいろと消防団の運営についての大きな問題があるわけですが、それに輪をかけていろいろな連携という形で消防団員、あるいは代表が会議に出てくるというような面が生じてくるということも考えられます。そうしますと、ますますその消防団とそれぞれの自治体の間、あるいは広域の消防との間が難しくなるといふふうに思いますので、その辺十分対応を求めて、私の質問を終わります。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） まず福祉の方であります、結論を先に申し上げますれば、十分な議論必要である、これはまさに議員ご指摘のとおり、私も同感であります。

今ほど次長の方からも出た、年度末までには骨格を固め、必要に応じて次の年度までという話がありましたけれども、恐らく時間的にはそのような時間スケジュールをかけなければ無理なのかなと。大変私自身も介護保険制度の今後、また後期高齢者という大変また大きな節目を迎える年を迎えているわけですから、10年先、どのような保険制度になっているかは、不安がいっぱいあります。

ですから、なかなか予測もできないことも事実でありますから、ある程度予想した上で判断を下すべきと思いますが、ただ、企業ですね、この場合は企業とっていいのか、いわゆる受託機関をですね、このマイナスという収支しか読めないものには手を挙げてきませんから、少なくともプラスをお願いしておるわけですから、そのときにはやはりその保険制度がどうなるということも十分承知しながら、またその職員の待遇問題も大変過酷な労働条件下の仕事でありますから、そのことを考慮に入れるならば、この民間の企業感覚ではなかなか難しいなあという判断を十分なされているような時代に今なっているかと思えます。

そんなことから、長野広域も、もうちょっと多くの施設を投じるといったようでありませうけれども、当面3施設、しかも10年間ぐらいかけて年次的にという、最初は一度にというような思いもあったように聞いておりますけれども、なかなか受け手が、そんなようにはいかなかったというように聞いております。でありますから、一朝一夕にはですね、簡単に

いかないものというふうに思っておりますけれども、ただ、もう一つの課題として、間違いなく今管内6施設はこれから時間、年度の立つにつれて、一つ一つ老朽化に向かうわけであります。当面は大丈夫と言いながらも、もう2施設はそれにもうかなり近づいてきているわけであります。

ただ、今基金の一括化という話もありましたけれども、すべてをかき集めてもですね、1施設、2施設までは当面私どもの現行の体力では、それは公設することは不可能な状況であります。さらにそれが終わったころには、さらに4施設が来るわけでありますから、その大型施設での福祉、またグループホーム的な小施設での対応等々も、今後考えていかなければ、将来性というのは描けないという、大変答えが見えづらいようなことを、今やらなきゃいけない時期に来ているわけであります。

ですから、もろもろトータル的にいろんな諸問題を同時に抱え込みながら、答えを導き出していくということでありますから、今その導いた答えがどんなふうな答えになるかということも、ちょっと予測がつきがたいことでありますけれども、会議等の公開も含めながら、いろいろな有識者であったり、地域の皆さんであったり、もちろん議員さん、皆さんであったり、いろいろ聞きながら、今から余り消極的な結論にしか行かないだろうということとはとても言えませんので、積極的にこの課題が解決するべく進めていきたいなあというふうに思っております。

それから、労働組合の代表を入れるべきであるというお話がございました。また、会議をどのようにオープン化していくかというような問題提起もいただきました。この2点につきましては、推進委員会がですね、長期化すればするほど、こういったことも新たなこととして、加えさせていけたらということも、選択肢の中に十分あろうかと思しますので、重要な研究課題として今日の段階では受けとめさせていただきたいと思っております。以上です。

実は、30万人口で1消防本部という、この国の見解が出る前にですね、まずその28年のデジタル化の問題が先に実は情報として入っておりまして、恐らく私も、また当時岳北の責任者であった前木内市長さんもですね、そのデジタル化に向けてどのぐらいの経費がかかるのかを考えたときに、恐らく同じく顔が青くなったのだと思います。私よりは赤ら顔でありますけれども、青くなりまして、そこにこの広域化の統廃合の話が出てきたわけでありますから、正直、内心ああここでデジタル化問題はある程度県、国のご支援いただいて、問題は解決するのかなと、ちょっと安堵感が出たことも事実であります。

そのようなことで、これも本当にこれからどうなるのか、また大変難しい問題であります

けれども、いずれにしましても、私もまた岳北専念されます石田市長さんも、地域事情もしっかりとですね、申し上げて、少なくとも負担がかなり上がることとか、そういうことのないように一生懸命地域事情を訴えていきたいなあというふうに思っています。その中で、消防団の問題も含めて考えていきたいと思っております。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、高木尚史議員関係の質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、地域医療体制について。広域観光について。広域連合における教育行政への取り組みについて。15番、佐藤武士議員の発言を許します。

15番、佐藤武士議員。

（15番 佐藤武士君 登壇）

15番（佐藤武士君） 15番、佐藤武士でございます。早速通告に従って質問してまいりたいと思います。

島根大学教授の保母武彦氏は、岩波ブックレットNo.560、市町村合併と地域の行方の著書の中で、21世紀は、一つ、心の豊かさが求められる時代である。二つ、環境と健康が重視される時代である。3番目として、交流、連携、情報化の時代である。4番目として、地方分権と住民自治の時代であると述べておられます。

地域社会はその立地条件と資源の流通を生かして、資源循環型社会、環境保全社会の先端地域を目指して、地域の小さな友情を生かした顔の見える行政を築くことが大切であると言っております。そのために地域は自分たちの地域は自分たちで立て直す、自前の発展努力と農村と都市との連携を強め、地域づくりに生かす努力。地域における協働部分の再建、そして住民が予算の決定権と執行権を確保し、他市町村と水平的な協力体制を築いていくことが大切であると述べております。

私はこの説にこだわりながら、また24日、25日におかれまして山ノ内町議会の富山県における管外視察の結果の報告を織りまぜながら、一般質問を行いたいと思います。

それでは、通告に従って質問いたします。

1番、地域医療体制について。

（1）医者不足の実態はどうなっているか。

（2）緊急医療は大丈夫か。

大きな2番、広域観光について。

（1）増加している外国人観光客の対応は。

（2）松本空港整備についての考えは。

3番目といたしまして、広域連合における教育行政の取り組みについて。このことについては、先ほど言いましたように、富山県の管外視察の報告について報告いたしまして、提案という形で質問したいと、そんなふうに思っております。

先だって25日、全国統一の学力テストの結果が公表されました。長野県は全国48都道府県の13番目、関係者の皆様にとっては内心ほっとした、そういった状況ではないかなと思っておりますが、今現在、子供たちのご存じのように学力低下をめぐって、これからの学校教育をどうしていくのか、その対応をどうしていくのか、日本の教育現場では右往左往しているのが現実であります。私は子供の教育において大切なことは、子供たちの状況をどう把握するか、また、それを教育にどう生かしていくのか、実践の進め方が大事であると考えております。

富山県氷見市の教育委員会では文科省の、18年度から文科省が行っている学校評価システム構築事業の推進地域として、市内4小学校と2中学校において教科実践研究を行っております。

氷見市における学校評価システムは、一つ、評価項目について学習指導、生徒指導、環境教育を各校共通の重点項目として、ほかは学校の実態に合わせて設定する。2番目としまして、わかりやすい目標を設定する。設定が可能であれば数値目標を設定する。3番目として、具体的な方策の明確化と評価。目標を達成するために具体的な方策を明確にし、方策の達成度を評価する。4番目として、外部評価委員制度の設置。学校評議員等による外部評価を行う。5番目として、学校運営や教育活動の状況、自己評価表、外部評価表の公開。学校、学級だより、あるいはPTA総会、ホームページなどを使って広く公開するというふうに行っております。

また、学校評価の手順は、4月に1年間の評価スケジュールを作成し、入学時のPTA総会において評価項目の提示と説明を行い、夏休み前に一学期を振り返り、必要に応じて軌道修正を行う。年度末に児童、生徒、保護者にアンケートを行い、収集し、教員全員で自己評価を行う。あわせて外部評価を受け、評価結果を教育委員会を含めて分析し、次年度に向けた改善策を策定し、公表するとなっております。

昨年、評価システムを実践したわけなんですけど、その結果について教育委員会では、学校運営の手法が具体的に見えてきた。2番目としまして、公開するということで、地域とのつながりや存在を意識するようになった。3番目として、公開することで保護者の学校に対する取り組みが違ってきた。4番目として、学校の特色づくりができるようになってきたと、

そんなふうにご話しております。

学校再生会議の第2次報告の骨子の中に、学区制を廃止し、学校選択制を取り入れ、学校間の競い合いを進めることが盛り込まれております。しかし、当地域においては地理的条件によって実行不可能な状況ではありますが、広域内の学校の教育目標を掲げた評価システムを取り入れることで、互いが参考にし合えるような環境をつくり出すことが、当地域における重要な課題ではないかと私は考えております。ぜひ広域における教育の研究課題として取り組んでもらいたいと、そんなふうにご提言したいと思っております。

また、今、学校におけるいじめや不登校が社会問題化しております。昨日の信毎でも保健室に通う子供たちの約半分以上がこの悩みを抱えて、また不登校におきましては、小学校に不登校の生徒が目立つようになってきたということで、低年齢化も問題になっております。

そういった中で、富山県の射水市では子どもの権利条約を制定し、子供たちの問題に関する相談体制の充実を図っております。子供の悩みの相談室には1日平均5件の電話による相談が持ち込まれております。そのほか家庭児童相談室、母子父子の相談室、教育相談室を開催し、子供に対する支援を行っております。ぜひ広域においても相談室を開設し、子供の権利を支援していただきたい。これもまた提案しておきたいなあと、そんなふうにご思っております。

以上、質問いたしました。再質問は自席においてさせていただきます。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 佐藤議員から2点ちょうだいいたしました。地域医療体制について、広域観光についてお答えを申し上げます。

まず、地域医療体制についてであります。医師不足の実態につきましては、全国的な問題でありまして、管内におきましても大変深刻な問題となっていることは、周知のとおりであります。管内の二つの総合病院の実態につきましては、飯山赤十字病院では産婦人科、小児科医、北信総合病院では整形外科、内科医師の不足が生じておりますけれども、それぞれの総合病院におきましては、管内医療体制に鋭意ご努力をいただいているところであります。

また、ことし4月には管内の総合病院、各市町村、消防機関等の関係者による医療に関する地域検討会が北信保健所において開催されました。各機関の状況などについて意見交換が行われ、今後も医師確保や医療体制等について検討していくことが確認をされたところであります。当連合といたしましても、各市町村及び関係団体連携を密にして、必要に応じて関

係機関へ働きかを検討していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、緊急医療体制についてでございますけれども、当連合では休日、夜間における入院治療を必要とする救急患者や、重症患者の医療確保のため、管内で北信総合病院と飯山赤十字病院を病院群輪番制病院に指定をし、事業運営に補助金を交付して、それぞれの病院によって体制を維持していただいております。今後も各市町村及び関係機関と連携を図りながら、緊急医療体制に支障が生じないよう、万全を期していきたいと思っております。関係各位のご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、2点目であります広域観光についてであります。当連合では、昨年度広域観光推進方策研究会を組織し、広域観光についての方向性について検討を行いました。今年度はその研究結果に基づき、広域観光ワーキンググループを立ち上げ、さらには広域観光事業推進検討委員会を組織し、広域観光の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の外国人観光客への対応であります。管内町村において一部取り組みが行われているところであります。当連合といたしましては、新幹線利用より航空機利用の外国人が訪れやすいように、管内町村の状況や意見を踏まえた上で、現在組織しております広域観光事業推進検討委員会でその必要性を検討しながら、対応していきたいと考えております。

次に、松本空港整備についてのご質問であります。松本空港は昭和40年7月に信州の空の玄関として、大阪松本間運行の供用を開始し、平成6年には滑走路の拡張工事が完成し、大阪、福岡及び札幌の3路線が運行することになり、ジェット化対応可能な空港としての第一歩を踏み出しました。

しかしながら、年間利用客数は平成8年度の約26万人をピークに、年々減少してきており、県では平成6年4月に空港利用促進協議会を組織し、現在、県内の10の広域連合長が理事についており、空港利用促進に向けた各種整備の推進をしているところであります。また、平成13年には有識者等で構成する松本空港活性化検討委員会の設置、さらに平成16年7月には愛称を「信州まつもと空港」とし、平成17年3月には初の海外からの国際チャーター便、香港松本間が運行されるようになりました。

信州まつもと空港につきましては、当連合といたしましても、国内外からの観光客の交通拠点としての役割を大いに期待をしているところであります。今後とも県及び関係機関等と連携を密にし、さらなる空港の利用促進及び整備の働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いをいたします。

また、議員から教育問題に関してたくさんご質問をちょうだいいただきましたが、この問題に関しましては、通告をいただいておりますので、答弁は控えさせていただきます。

以上であります。

議長（山崎一郎君） ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

（休憩） （午前 11 時 51 分）

（再開） （午後 1 時 00 分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで青木広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 午前中の私の最後の答弁の中で、佐藤議員の質問についてありますが、教育問題については通告がなかったため、答弁は控えさせていただきますと申し上げましたが、大変失礼をいたしました。教育行政の取り組みについてという通告がありましたので、追加で答弁をさせていただきたいと思います。

広域連合における教育行政への取り組みについて。

児童、生徒の学力向上に向けて広域的取り組みの必要性が増している。取り組む考えはということでちょうだいいたしました。児童、生徒の学力向上へ向けのご質問でございますが、基本的にはそれぞれの市町村、あるいは教育委員会連絡協議会等で取り組んでいるほか、県や国においても学力向上フロンティア事業、また学力向上拠点建設事業などにおいて、学力向上に向けての取り組みを実施してきており、この問題においては具体的な方策を研究しているところであります。

また、テスト等の学力も大切ではありますが、郷土愛をはぐくむ環境づくりも大切と考えております。当連合といたしましては、国、県、あるいは組織市町村とも独自性の対応を尊重することとし、特に対応は今のところ考えておりません。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 佐藤議員、再質問ありますが。

15 番、佐藤武士議員。

15 番（佐藤武士君） それでは再質問させていただきます。

今、連合長から教育問題に関しては取り組む考えがないとおっしゃいましたが、私は先ほど 2 点ばかり提案してあります。そのことについて、ぜひ広域のそれぞれの教育委員会にお伝えを願いたいと、そういった中で、ぜひ勉強をしていただきたいということを強く申し述

べておきたいなあと、そんなふうに思っておりますが、よろしく対処をお願いしたいなと、そんなふうに思っております。

それでは、まず1番目の医師不足の実態はどうなっているかということで、先ほど連合長の方から、飯山におきましては産婦人科、それから小児科の医者が不足している。また中野の厚生連におきましては整形外科、内科という点では医者が不足しているということが述べられました。そういった中で、一つの観点からこの問題について質問したいなあと、そんなふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。

これはNHKの報道番組で放送されたことですが、地域の病院から医者がいなくなるということで、もう番組の中でコーディネーターの先生が、医者不足の問題というのは地域住民が被害者であり加害者であると、そんなふうに述べておられます。それはどういうことかという、夜中に大した病気でもないのに、医者をたたき起こし診療を迫ると。医者を大事にしない住民がいる。そういったことを指摘されておりました。

過去3年間の休日あるいは夜間診療に関する利用者のデータをいただきましたが、約1万3,000人から1万5,000人の市民の方が、あるいは住民の方がそれぞれ飯山日赤、あるいは厚生連の北信病院で診療を受けておるわけなんです、そういった中で非常にお医者さんにとっては過酷な労働を強いられるというのが実態なんだろうなあと、私はそんなふうに思っております。

先ほどそういったことで、被害者であり加害者であるということ述べたわけなんです、これは一つは住民サイドから言えば、やっぱり医療に対する知識がないから、どうしてもやっぱり子供が熱出したり、そういったことだからうんと不安に思って、つい医者に行ってしまったというのが現実なんだろうなと、私はそんなふうに思っております。

そういった中で一つ提案があるわけなんです、ぜひ緊急時というかのときに、どんな対応をしたらいいかという、そういったマニュアルといいますかね、そういったものをぜひ北信広域で全体で手引書みたいなものを皆さんに、住民に配って理解を得るということをやったらどうかと私は思っておりますが、その点について1点お伺いしたい。

それからもう一つ、2点目ですが、一つは飯山日赤の院長先生が、住民との懇談会の中で、この医者不足の問題はもっともっと社会問題化することが必要であるということ述べられました。やっぱりこの問題に関しては、非常に深刻な問題でありまして、ぜひ広域におきまして、住民集会なり決起大会なりを開きながら、県、あるいは国に強く訴える、そういった意思表示もすることも大切じゃないかなと、私はそんなふうに思っております。

申しおくれましたが、中野市におかれましては奨学金制度を導入しながら医者確保に、あるいは飯山市におかれまして市民の要望の提起を受けながら、あるいはホームページを活用しながら、一生懸命医者の確保に向けて努力されておられる、そういったことに関しては、本当に敬意を表したいなあと、そういうことを申し添えておきたいなあと、こんなふうに思っております。

それから、2点目の広域観光についてですが、非常に長野県に来る外国人観光客が非常にふえております。11年前と比べますと約400%の増でございます。昨年の長野県へ訪れた外国人の宿泊人数は18万4,000人、その中で一番多いのは、多く訪れているのは長野市であります。長野市には1年間4万7,344人、それだけの方が訪れております。ちなみにこういう山ノ内町ですが、先ほど言いましたように11年前に比べますと約300%の増でございます、昨年約1万700人、1万1,000人の外国人が訪れております。そういうことでございます。

その中で、国別で見ますと、カナダの人数が最も多くて、約7万7,000人、その次に韓国、アメリカというような順番になっております。ぜひこの実態を把握しながら、いわゆるそのお客を接待するには商業的な英語なり、いわゆるその、そういった韓国語なり中国語なり、そういった簡単な会話ができるような講座をぜひ広域の中で考えていただきたい。

それともう一つ、おもてなしするには、やっぱり相手の国の事情を知るということも大切なことだろうと、私はそう思っておりますので、ぜひお互いの文化を知り合う、そういった講座もぜひ広域観光の中でぜひ取り組んでいただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、一つ外国人を呼び込むのにおいて、一番問題になるのがやっぱり交通機関、2次交通の便をどうするかということが大きな課題としてあります。先ほど松本空港のことについて質問したわけなんです、松本空港は非常に計器飛行、計器による離着陸ができないという、そういう欠陥を抱えておられて、いわゆるその飛行機の乗組員にとっては非常に難題な空港であるといわれておりますが、ぜひその辺のところを改良していただいて、国際便が直接松本空港におりれるような体制づくりを、強く県の方に訴えていただきたいと、そんなふうに思っております。

それとあわせて、不便さを逆に利用する、そういったことも発想の転換で大切なことではないかと、私はそんなふうに思っております。特に先ほど言いましたように、長野市には年間約8万人ぐらいの外国人が訪れると、そういったものをぜひこの広域、広域の地域に呼び

込む、そういった手だてを考える、それにはまず外国人向けのガイドブック、そういったものをぜひ作成していただきたいなど、そんなふうに思っております。

実は半月前に、私の家にニュージーランドの観光連盟の方がたまたま訪れました。何を求めて訪れるのかと聞いたときに、彼らの言うには田舎暮らし、いわゆる日本の田舎暮らし、風景やそこに住む人たちの生活を肌で感じたいということが目的で来るんだと、そんなことを言っておりました。そういった意味では、本当に広域に今置かれているこのすばらしい自然環境、本当によいものがあるんじゃないかなと、私はそんなふうに思っております。

そういったことを具体的に写真であり、文であり、そういった形でぜひ訴えるような材料もつくる、そういったものをつくりながら、ぜひ長野県あたり、どこか置いといて、ぜひ外国の観光客に目で触れるような場所に置いて、見ていただく、そういったことの手だても必要じゃないかと思っておりますが、以上、何点かについて質問しましたが、ご答弁の方をお伺いしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） お答えを申し上げます。まず緊急時のマニュアルをその地域住民がいざというときのその対応するマニュアルを広域で作成したらどうか。それからもうちょっと社会問題化をすべきではないか。例えば決起大会を開くなどをして、そういうことの2点をちょうだいしました。特に、正副連合長でこういう具体的な課題について協議した経過は正直ございませんけれども、私の視点においてお答えをさせていただきたいと思えます。

私も緊急時のときにどうしたらいいかという、その戸惑いの中で、地域住民の方々はずぐ病院へ連絡をすると。そして処置を仰ぐということ、行動の一つのパターンとしてあるんだろうというふうに思えます。その根本的な原因を探ってみるならば、ある意味では今後社会問題化する少子化の問題であり、また核家族化の問題であり、本来ならばおじいちゃん、おばあちゃんが同居の上で、そういった年の功の方々のお借りしながらということもあった時代もあったんでしょうが、残念ながらそういう環境もないわけでありまして。

そんな中で、これは県とも協議した経過でございますけれども、これも周知徹底されてないでしょうかね、#8000番とってですね、その#8000を押すことによって、県が管理している24時間体制、失礼しました、24時間ではないですね、朝結構早くから夜遅くまで、ちょっと時間までは承知しておりませんが、確か朝7時、夜11時ぐらいまでの時間であったと思えますが、#8000番を押すことによって、専門家からアドバイスを受け

ることができる。それは今はこの県の機関としてあります。ですからそんなこともちょっとPRをしたらどうか。PRをすることによって、その中身の整備の不足部分をまた新たに見えてきて、それも県の一つの姿勢として対応も求めていくことができるんじゃないかなあとということも話題にしたことがございます。

私も比較的この問題は大事に思っておりまして、県の仕事として、直接村井知事にも申し上げたことがございますけれども、それはこれからもそういった運動は進めていきたいなと思っております。

また、今、地元の病院もですね、特に小児科を中心として地域の皆さんのところに、ドクターが講演会と称してですね、出向いて行って、初期対応のその対応の仕方をですね、一生懸命講演をして歩いているというのが、ニュース等で皆さん方もご承知かと思っておりますけれども、それも一つの自分たちの身を守るためにも、初期の段階でその生活の知恵をですね、ちょっと若いご夫婦といえども、お母さん方にも承知をしておいてもらいたいという意味からの活動であろうかというふうに思います。

ですから、現場はある程度もう現状を承知した上で、できるその活動はしているということですね。と同時に、市町村もそれぞれ先ほど議員からもそれぞれの市町村の評価をいただきましたけれども、それぞれ対応をしているところであります。

そんな中で、じゃあ広域として何ができるかということでもありますけれども、例えば多くの皆さん方が求めてくださるならば、そのマニュアルの作成なんかというのは、そんな莫大な経費もかかるとは思いませんけれども、連合の先生方にもご指導いただく中で、作成するなんていうことも可能かとも思いますけれども、いざそれをまたそれを配布となりますと、連合管内戸数までちょっと正確には承知をしておりませんけれども、それだけの印刷するには、それ相当の経費もかかるわけですから、それぞれの市町村にご理解いただく中で、こういった事業が求められるならば、そういうこともすることも可能かなあと思います。

また、そんなことも絡めて、その社会問題化しているんですが、決起大会云々とありましたけれども、その決起大会の中で一番大事なのは、そこに参加する地域住民が、今いるその自分たちの意識を喚起する、自分たちにじゃあできることは何なんだということ、もう一度その思い起こしてみる、原点に戻って振り返って考えてみるということには役に立つと思うんですね。医療現場にその地域の皆さんの決起大会を開かれて、私の求める医療はこれだけ活動していると、そういうことも現場の先生方にもっとしていただくという意味の決起大会では、それは違うんじゃないかなと。もう十分実は現場の方ではこの状況を知っておりま

すし、それぞれの病院の院長さん初め、それぞれの科を任される先生方は、日夜本当にこれからの医師の充足問題は承知した上で、今奮闘しているところでありますから、そういった意味ではこの地域住民がもうちょっとそういった面で協力的になるということの意味の決起大会ということこそ大事なのかなあというふうに思っております。

大変私見ばかり申し上げましたけれども、議員の思うとおりな答弁ではなかったかもしれませんが、またご質問をちょうだいをしたいというふうに思います。

それから、観光の問題であります。これも例えば言葉の問題、それからそれぞれの結びたいという、そのためのそれぞれの外国の文化を知る問題等々、確かに大事なことであろうかというふうに思います。ただ、言葉もできるだけおもてなしをする際の最低限必要な言葉を、例えばこれもマニュアルをつくって周知していただく、例えば一番訪れる国々の文化を承知してもらい、そんなマニュアルをつくる。つくことは可能でありますけれども、それを使うものがその地域地域でお客様をおもてなしの最前線の方々の、その要するにマンパワーでありますから、そこでいただいたものはその方々が自分の住む地域だけの観光にとらわれずに、この広域全体の地域を我が地域という意識を持ってご紹介をしたりするかどうかという問題になりますから、この問題こそが、今昨年から続きましたように、これからも推進委員会の方で検討されております具体的な観光戦略のところ、どうしたらこの6市町村がそれぞれの自分が住む地域でない地域も、自分の地域という感覚で紹介をし合ったり、連携をしたり、お客のその動線をつくり上げたりということが出来るかどうかは、今まさに検討中であります。でありますから、今言う言葉の問題、文化を知る問題、こういったものを整理するというのは、その後についてくる問題だろうというふうに思っておりますので、それは必要かといえ、皆さんからもしその後押しをいただくなれば、連合でそういったものを整備するというようなこともできるかなあというふうに思いますけれども、今の現時点ではそんな状況に差しかかっているということであります。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 佐藤議員、再質問ありますか。

15番、佐藤武士議員。

15番（佐藤武士君） 先ほども言いましたが、社会問題化するということは、決して今の医療に携わった人のことをどうのこうのということじゃなくてね、やっぱり一つは国の政策なりそういったものがこういった現実的な医者不足を起こしているという現実もあるわけなんで、そのようなことを訴えていこうかということの中で、またそういったことを通して、

やっぱり住民自身が今の医療体制を考えるという段階かなあという思いの中で、今回お話ししているわけで、決して現場の人を云々という、そういったことを聞いているつもりはありませんので、それは誤解ないようにお願いします。

それから、先ほど言いました観光の問題につきましては、まさに連合長のおっしゃるとおりだと思っておりますが、その中で非常に言われましたように、地域の対応をどうつくっていくかということの中で、先ほど言いましたように、不便さを逆に言うとそういった地域の協力体制で乗り切るとということの中で、私がそういった提案をしているわけなんです、ぜひガイドブックそういったことの中に地域全体、こういったところへ行くといえ、おもしろいよという、そういったものは先ほど言いましたように、長野市には日本で一番、長野県では一番のたくさんの方が訪れるわけなんです、ぜひそういった呼び込む、そういった中にそのいろんな地域の地域の案内、そういったものをぜひガイドブックをやって、観光客に触れるような形にさせていただきたいなと、そんなふうをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） また順々に手順を追って協議をしながら、必要に、求められるならばその整備をしていきたいなと思います。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、佐藤武士議員質問を終結いたします。

次に進みます。順位第3番、広域圏福祉推進方策研究結果報告書等高齢者対策について。広域圏内の福祉人材確保と施設の経営及び利用者の実態について。北信広域圏内の医師確保について。17番、青木豊一議員の発言を許します。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 17番、青木豊一でございます。通告に基づきまして3点お伺いいたします。

お伺いする3点は、この地域住民の人間らしい生活をする上で緊急な課題であり、また、さきの参議院選挙でも自民、公明両党が進めてきた弱肉強食の構造改革路線に対し、厳しい審判が下った問題です。まさに国民や地域住民の陰の声と言えます。こうした観点から、北信広域連合としてこうした民の声をどう受けとめ、こたえられるかお伺いします。

第1は、広域北信福祉推進方策研究結果報告書等高齢者対策についてであります、1点は、広域福祉推進方策研究結果報告書の受けとめと連合の対応について伺います。同報告書

が研究会から連合長に提出された具体的性格や、民営化も推進する方向です。連合としてどう受けとめ、対応されるのですか。

2点、特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえの実態と協定書等の実行状況について伺います。北信広域圏で初の民設民営の特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえが建設され、1年を迎えようとしています。待機者の減少、地域雇用、地元農産物の活用など、地域経済、地域の福祉や経済の貢献に期待が持たれました。こうした上に立って雇用形態や条件、地元農産物の雇用実態などどのように感ずるか伺います。

3点、後期高齢者医療制度についてであります。本広域圏は高齢化率が高く、所得水準も決して高い方とは言えません。本制度は高齢者と家族に重大な影響を与えます。とりわけ75歳以上の高齢者を切り離し、高い保険料を年金から天引きし、払わなければ保険証を取り上げ、医療に差別を押しつける、まさに医療制度に姥捨山をつくり、金の切れ目が命の切れ目を国の制度として導入するものです。私たち日本共産党はこの制度の中止を強く求めております。政府は参議院選挙の結果を受け、一部手直しを言い始めましたが、その程度で済むものではありません。連合としての対応を伺います。

第2は、広域圏内の福祉人材確保と施設の経営及び利用者の実態についてであります。福祉現場に人は縛られ、こうした点からも福祉施設に働く人々が喜びと誇りが持てる職場環境と待遇が重要です。このほど県が福祉人材確保等に関する実態調査結果を発表いたしました。次の点をお伺いいたします。1点、広域圏内の福祉人材確保の実態について。2点、施設の経営及び利用者の実態について伺います。

第3は、北信広域圏内の医師確保についてです。関係医療機関及び自治体でも、それぞれ積極的な努力をされておりますが、管内における例えば北信総合病院の常駐整形外科医ゼロなど、地域住民の夜間、休日の救急医療にとっても、冬期間の観光客を管内に誘致する上でも、医師不足はまさに緊急最重要課題の一つと言えます。改めて医師確保対策と見通しについてお伺いいたします。

以上です。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 青木議員からは3点ちょうだいいたしました。

まず1点目であります。広域保健福祉推進方策研究結果報告書等高齢者対策についてであります。最初に、広域保健福祉方策研究結果の受けとめと連合としての対応のご質問であ

りますが、内容につきましては、先ほど高木議員にお答えをしたとおりでございます。

次に、フランセーズ悠さかえの実態と協定書の実行状況についてのご質問でございますが、平成19年9月末現在の入所状況につきましては、定員70人のうち管内からの入所者は62名と報告をいただいております。また、入所待機者につきましては51人で、そのうち管内在住の方は27人とのことであります。

次に、協定書等の実行状況であります。平成15年に結びました協定書に基づく居住費等の減免につきましては、昨年11月に締結をいたしました覚書により、月額1人当たり5,200円の減免を行っております。また、管内の入所希望者を優先させるため、入所状況についても随時報告をいただいているところであります。また運営委員会という組織は特にないと聞いておりますが、今後も博悠会と連携を密にする中で、当連合といたしましてもかわりを持っていきたいと思っております。

なお、フランセーズ悠さかえの開所当時と現在の入所状況の比較等につきましては、事務局次長から説明をさせます。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。運営主体は長野県後期高齢者医療広域連合であり、市町村が加入することになっておりますので、今後必要があれば、当連合といたしましても検討していきたいと思っております。

次に、2点目であります。広域圏内の福祉人材確保と施設の経営及び利用者の実態についてであります。広域圏内の福祉人材確保の実態について申し上げます。

過日、県内6団体の代表者が村井知事に介護現場の人材確保について、県の協力を求める要望書を提出いたしました。また、県において今年の5月から8月にかけて実施しました、福祉人材の確保等に関する実態調査の調査結果によりますと、人材の確保が困難と感じている事業所は約8割、人材の定着が困難と感じている事業所は半数を超えている実態となっております。

この調査からすると、人材の確保が困難な主な理由といたしまして、応募者の絶対数が少ないこと、給与等の待遇が低いなどが要因として上がっております。さらに給料額を見ますと、県内の社会福祉施設等の事業者間には2倍近い格差があることも浮き彫りとなっております。当連合といたしましても、この実態調査同様、人材確保には苦勞しているのが実態であります。今後も引き続きより働きやすい福祉現場の改善に向けた取り組みが必要であり、施設運営に支障を生じないよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、広域圏内の施設経営及び利用者の実態についてのご質問でございますが、広域連合

で把握しております訪問介護事業所、介護老人福祉施設等の施設数につきましては、平成19年7月1日現在、193事業所であり、利用者の実態、経営状況等につきましては把握はしておりませんので、ご理解をお願いをしたいと思います。

3件目であります。北信広域圏内の医師確保についてであります。北信広域圏内の医師確保につきましては、先ほど佐藤議員にお答えをしたとおりであります。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） フランセーズ悠さかえの関係のご質問に対しまして、連合長答弁に補足いたしましてお答えいたします。

フランセーズ悠さかえの開所当初と現在の入所状況につきましてですが、市町村別に申し上げますと、開所当時であります。18年11月末現在であります。中野市13人、飯山市12人、山ノ内町1人、木島平村1人、野沢温泉村5人、栄村25人の合計57人でありました。で、平成19年9月末日の現在の状況でございますが、中野市16人、飯山市16人、山ノ内町1人、木島平村1人、野沢温泉村3人、栄村25人、合計62人ということになってございます。

次に、職員の雇用状況についてでございますが、現在パート等を含めた職員は54人で、そのうち当連合管内からの採用者は50人ということになっております。さらに栄村からの採用ということになりますと、全54人の半分の27人ということで確認いたしております。あとの4人でございますが、隣の津南町からの採用ということでありまして、したがって、引き続き地元雇用には努めていただいております。したがって、引き続き地元雇用には努めていただいております。したがって、引き続き地元雇用には努めていただいております。したがって、引き続き地元雇用には努めていただいております。

次に、賄いの食材の調達状況であります。既にご承知のとおり調理部門は外部委託をしておられるということで、地元の栄村で調達しているという確認がとれておりますのは、米とジャガイモということでございます。その他の食材につきましては、委託業者が一括仕入れをしている関係上、細部については把握できていないということでございます。いずれにいたしましても、職員の雇用同様、引き続き管内からできる限りの調達をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（山崎一郎君） 青木議員、再度の質問ありますか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、若干順序は狂うかと思えますけれども、お伺いしたいと思いますが、最初にフランスーズ悠さかえについてお伺いをするわけでありましてけれども、今、お答えがありましたような雇用と状況なわけでありまして。確かに雇用者の一定数は管内、あるいはまた栄村から行っておられることは事実であります。例えば私、栄村は24人というふうにお聞きしますが、27人だといたしましても、そのうち正規の方が8人です。ですから、3倍前後はパート、あるいはまた契約社員と、こういうやはり非常に身分の、身分というか雇用条件はよくない状況で雇用をされているのが実態です。例えばこの介護福祉士ですけれども、基本給が15万5,000円、先ほどお答えがありました県の調査による介護福祉士は16万余円というふうな状況です。このように栄村につくられること、そのものについて入所の状況等を通じましても、全体として肯定はできるわけですが、しかし、本当にこのこうした皆さん方が安心してこの仕事に励み、そしてみずからのお年寄りを安心させ、なおかつみずからの生活を安定できた状況にいるかといえますと、3割前後しか正職員にならず、特にその中で多いヘルパーの皆さん方9人、私の方の調査では9人なんです、このすべてが契約社員なんですね。しかもこの契約社員というだけであって、どれだけの契約の状況かということとはわからないんです。

また、この先ほどもお話がありましたように、厨房関係はこのミールケアというところに委託されてまして、ここでは8人のうち正職員が2人というのが実態です。で、パートの臨時の職員の時給は750円、こういう状況でこの雇用がされておまして、お聞きいたしますと、既に何人かの方がやめられたり、職を変えられているということもお聞きしております。こういうようなやはり実態からいたしましてですね、この以前からの、それから食材の問題についてですが、先ほどのお答えのあったような状況ですが、そのなぜこの契約ができないかということ、量の問題ではなくて単価の問題が主たる問題だということです。

こういうふうには、この私たちが補助金を出して、そしてこの民設民営ということでできたものが、確かに予備調査では一定数は確保されていますけれども、こういう実態を見たときに、私はやはりこの入所者が本当に安心できるのかどうか、できているのかどうか、そしてまたそこで働く人たちが本当に喜びと誇りを持っておられるかどうかは、率直に言って心配です。私がかねてからこういうことを予想もしまして、いわゆるこの北信広域連合がその1億数千万円を出したこの施設に、全く職場の実態すらつかめない。そしてまた運営に対して全く意見が言えない、こういう状況になって、そしてこの民間が一人歩きをしているというのが実態だと思うんです。

こういうことからいたしまして、先ほど運営委員会はないということではありますが、何らかの形で意見を述べるようにというふうなことをお答えがありましたけれども、そういうことは以前にも同様な趣旨の発言がありながら、いまだ解決もされないし、具体的にその折衝すらされていないというのが実態だというふうに思うわけです。

私は、やはりこのこういう実態を見たときに、このまた地方自治法も補助金を出したところへ対するやはり長のこの指導や、あるいは実態調査を行うことができるという、こういうことになっているわけですから、少なくともこの賃金体系などを含めてですね、やはり次回にはこのもっとこの民設民営組織がどういうふうになっているかということの報告を、やはり求めたいというふうに思います。

それからですね、次の問題はいわゆる県の調査についてでありますけれども、県の調査では先ほどもお答えがありましたように、人が集まらないというのが実態であります。で、同時にその原因の一つでもあります給料が安くて生活が保障されない。こういう問題がその背中合わせになっているわけです。確かにこの民間の施設が次々とできましたけれども、しかし、中野市の施設も閉鎖を余儀なくされましたように、必ずしも経営実態はよくありません。特にこの介護保険制度が変わりました場合に、その施設利用そのものを控えざるを得ない、こういう実態もやはりあるわけです。

こういうふうな状況の中で、先ほどお聞きいたしましたいわゆる広域圏における特別養護老人ホーム等の施設の民間委託についてであります。連合長は先ほどの答弁の中で、前任者の答弁の中でですね、この報告書について大変感銘をしていると、こういうお答えがあったというふうに思います。私はこの地方自治体として最も望まれることは、地域の住民の皆さん方が、どんなことがあっても生まれ育ち、終の棲家だと思っているこの地域で安心して余生を過ごせる、これこそ地方自治体の最もやらなければならない大事な仕事があるのではないかとこのように思います。

ところがこの前の副知事を、もとの副知事ですか、アドバイザーにした、コーディネーターとした報告書では、まさに丸抱えの民間委託をこの首長に答申ではないんですが、報告をされたわけですね。ということは、先ほどのお答えと私も指摘をしましたように、特別養護老人ホームなどが民設民営になったときに、一体地方自治体とこの施設との関係、そこに入っておられる地域住民の実態というものは、地方自治体から非常に見えにくい遠い存在として映ってしまっていると思うんです。これは入所者にとっては大変切なく、老後の安心どころか、ますます不安を募ることになってしまうと思うんです。

ですから、私はこの何を地方自治体がしなければならないかという、やはりこの長い間、地域の発展のために尽くされたお年寄り、この一人一人の人間をいかにして大切にし、守り抜くかどうかだと。ここが地方自治体に課せられた私は使命だと思うんです。これを民営化によって手放そうということは、まさに地方自治体そのものが人命を大事にするという、この観点が財政というマジックにひっかかって、そしてこの導入の方向へ進んでしまう。こういう危険を持っているというふうに思います。

確かに国の方向は、市長も答弁されたように、やる方はできるだけ小さくということを行っています。あるいは民間でできることは民間でということを行っています。しかし、それでは決して国民や地域住民が望む方向ではなく、どんなことがあっても自分たちの生活や命を守ってくれ、これこそが地方自治体と国が行う、絶対に譲れない問題だと私は思います。この譲れない問題を手放すという、この民営化に私は絶対に同調できません。

むしろこの問題は、先ほども冒頭申し上げましたように、私たちの考えではなく、政府が進めてきた弱肉強食、そして民間にできることは民間にといい、民間に営利をどんどんふやし、地域住民や国民をやせ細らせる、このあり方に厳しい審判は下されたばかりです。これは一政治の世界や参議院選挙という一つの枠の問題ではなく、まさに今国民が命をかけてこの方向を守らなければ、国の運命とみずからの運命が危うくされる、こういうところから出された結論だと思います。

そういうことで、この民設民営、この答申についてはですね、私はやはりこのやめてですね、増して先ほども質疑されましたけれども、この委員会というのはこの民設民営の方向を進めるための委員会がつくられているわけであって、このいわゆる問題に対して、地域住民がどう考えるかという、この一番最初の問題をやはり地域住民に明らかにして、そしてその声をやはりしっかり受けとめた上で、方向を決めていくというのが当然なのにもかかわらず、推進委員会で方向を決めたら、それをパブリックコメントにかけるといって、こういうことをして地域住民が意見を出すことができるでしょうか。私はこういうやり方についても改めることを強く求めたいと思います。

次に、医師の問題についてでありますけれども、これも大変重要な問題でありまして、私もある休日の日に、北信総合病院に行かざるを得ないことがありまして、待合室のところにいました。そうしたら、ある七十後半の女性の方と中学生か高校生くらいのお子さんが一緒に来られて、窓口でどうも足をくじいたようなので、ぜひ診てほしい、こういうふうにお話をされたところが、結果的に整形もないためによそで診てほしいというふうな姿に出くわ

しました。

そして、また岳南消防のいわゆる搬送件数が昨年とことしでどういうふうになっているかといいますと、例えば今年の4月から8月までは、北信総合病院が約9割を超えるものを搬送されておりました。ところがことしは27%です。

先ほど、この地域における観光問題が大きな問題になりました。今、あのおもちの製造会社の問題をご覧ください。もう名前では売れんで、そんな危険な信用のできないものは買えません、これが国民の声ではないでしょうか。だとするならば、この地域における観光行政を本気で進めようとするならば、安全や安心が、楽しく安全・安心が保障される、こういうやはり地域づくりをする上でも、なかならず地域住民の安心を保障するためにも、医師不足の解消はまさに待ったなしの問題だと思えます。

もちろんこの問題は一地方自治体だけでできない問題であることも十分承知しています。その主たる問題は、やはり医療制度を改悪するという、これまたこの国の制度から、こうして私たちが安心して住めない郷土をつくったことが大きな原因です。そういう問題を含みながらも、しかし、地域住民が大きな不安を持っていることは否めません。改めてこの問題についてのお考えをお伺いして、2回目の質問とさせていただきます。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） たくさんちょうだいをいたしましたので、また落ちがあるかもしれませんが、私の答弁できるところ、また次長の受け持ちのところ、また漏れた点ありましたらご指摘をいただきたいと思えます。

まず、博悠会運営のフランセーズ悠の話であります。運営に意見が言えない、実態がつかめない、いずれにしろ賃金体系を踏まえ、次回までにはしっかりと答弁できるようにというふうなお話がございます。まさにそのとおりであるというふうに思いますが、しかし、過日ですね、実は昨年からは起こした事業であります。それぞれの施設長、そこへ囑託医、そしてそこへ関係するものを含めて、実は今当面それぞれの施設で抱えている課題、またそれに対してどう対応しているか、また近々何かが起こったその事案等々を、その意見交換する場をかなりの時間をかけて行ったところであります。

ことし2回目でありまして、実はそこへ民営とはいえ、フランセーズ悠さかえの施設長、また責任看護師も出席を求めて、実は同じこの管内で公設、民営施設とはいえ同じ仕事をしているわけだから、同じテーブルの上で議論しましょうよということで、実はさせていただいた経過がございます。ですからまんざら情報が得られないわけではなくて、十分フラン

セーズ悠さかえにしても、情報をつかみながら、私どもとして指摘できるような場面はあるわけであります。しかしながら、それで十分とは申しませんので、これからもそのようなことは続けてやっていきたいなあというふうに思っているところであります。

それから、政治の役割は確かに年寄りを大切に守れるかどうか、弱者を本当に守られるかどうかということをおっしゃいましたが、そのことについては、私も同意見であります。年齢的な弱者、生活弱者、障害弱者等々、いろいろな弱者があるわけですが、その弱者を守れずして政治が満足のいくものであるなんていうことは考えられないわけでありまして、まさにそのものをいかに守っていくかということが大前提であります。

その大前提にした上で、あえて申し上げますが、先ほど財政というマジックということをございました。財政という大変、危機存亡の大変厳しいという財政、それをその抱えて、あらゆるものが効率、効率という、非常に資本主義、右側の方向に行きすぎているんじゃないかということをおそらくおっしゃりたかったのだというふうに思いますけれども、財政は決してマジックではなく、今の財政は現実であります。ですから、財政の現実をしっかりと見据えた上で、そういう点を政治の責任として考えていかなきゃいけない問題ではありますが、根底は根底として守りつつも、そのような姿勢でこれからもやっていきたいなあというふうに思っております。

また、先ほどの高木議員にお答えした問題がございましたね。検討会におけるその答申を、失礼しました、推進委員会の中で出てきた具体的な方針を報告を受けてから、それに対するパブリックコメントをとるという答弁を先ほどさせてもらいましたけれども、それはいろいろな方法がある中で、一つのやり方の一つの手法であるということをお、先ほど答弁させてもらいましたけれども、同じ答弁であります。そのような形で今回はやらせていただくということになります。

それから、安心・安全が保障されるということで、補強問題が出されましたけれども、確かにこれもそのとおりであります。安心で安全が保障される地域であるからこそ、観光客、観光で入ってくるお客さん方も安心してこの地域でレジャーを楽しむことができるという大前提であります。ですからそのことに向けて、今、連合管内のそれぞれの市町村が一致団結しながら、この問題が解決されるよう、頑張っているところであります。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 青木議員、再度の質問ありますか。申し合わせの時間が決まっておりますので、質問を簡潔にお願いいたします。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 一つはですね、このまず確認しておきたいことは、フランセーズ悠さかえなんですけれども、やはり実態をまずこの賃金体系を含めてですね、議会にはきちっと報告していただきたいということが1点です。

それから、この財政問題云々という話ですけれども、これはですね、お金はあるんです。例えば介護保険制度をするために、今まで50%は国が責任を持っていたものを半分に減らしているんです。そしてそういうお金が結局このむだな投資や、あるいは大金持ちや大企業の方の減税に回っている。ですから地方自治体が民の声を住民にかわってもっと国に対して声を大にして主張すべきなんです。それが憲法であり地方自治権なんです。ここがやはり弱まっているところに、地方住民がこうした窮屈な生活をしなければならないんです。

例えば住民の皆さんの中で死ぬか生きるかというときに、お金がないからといって放置される人は1人もおりません。ところが地方自治体、そういう問題であっても、お金がないからそれができないというのが、結局今の全体を通してのお答えではないですか。公益、公営性である問題もそうです。お金がないものはもう命の切れ目、この方向をどうやってやはり、この広域連合の、なかんずく特別養護老人ホーム等を通じて、やはりもっと本気で前に進んでいくかどうか、ここがやはり私は問われているというふうに思います。この点でもぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

なお、最後でありますけれども、嘱託職員の皆さん方の賃金等が上がったことは事実ですけれども、上がったとしても1カ月16万円、そして生活をするということは、並大抵のことではありません。また、広域連合では正職員に資格があっても、それに対する代償を認めてない。こういうやはり状況をやはりしっかりとやはり改善をしていただきたい。そしてやはりこのいわゆる地方自治体がみんなが喜び働ける、そういう土壌をいっぱいこうつくっていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 私の答弁が終始してお金がないからがすべてのというような答えで終始をしたというような、大変残念な評価をいただいたわけでありまして、そのような姿勢でもって答弁したつもりはございません。誠意を持って質問に対してお答えをしたつもりであります。

フランセーズ悠さかえのことにしましては、次回の何らかの機会をとらえまして、実態

を、知り得る限りの実態を承知した中でご報告をさせていただきます。これはお約束を申し上げます。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結といたします。

3 討論、採決

議長（山崎一郎君） 次に進みます。日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしく願いをいたします。ここで暫時休憩といたします。

（休憩） （午後 2時05分）

（再開） （午後 2時15分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、高橋正治議員。

4番（高橋正治君） 4番、高橋正治です。私はですね、特別養護老人ホーム施設に対する決算認定について、反対という立場で一応何となく反対というのはわかりますけれども、一応反対の理由について若干申し上げて、討論したいと思います。

いずれにしてもですね、特別養護老人ホームは先ほどの議論にもありますけれども、最初はですね、措置として受益者負担、入所者負担がなかったんです。それが介護保険がスタートしましてね、この介護保険の介護保険事業ですずっとやられてきたと。ところが平成17年の10月にですね、法律が改正されて、入所者に対する負担金、保険と切りかえる部分がいわゆるその保険料、いわば入居料、それから食事が別途扱いになったわけですし、基本的にはこの二つの負担金が、いわゆる100%入所者負担ということになってきたわけです。

しかし、現在はですね、若干経過措置がありまして、低所得者の皆さんには若干の経過措置がありますけれども、基本的には最終的に100%の負担ということが求められているということでもあります。それをこの特別養護老人ホームに入所している皆さんが、非常にこの安心して利用ができないという状況に追い込まれようとしているわけでもあります。こういうことでもあります。

そういうことですね、先ほども議論されており、この地域の皆さん方がやはり特別養護老人ホームに入所されるというような形には、家庭的な条件その他を含めてもですね、当然

そういった施設に入らざるを得ないという皆さんがほとんどであります。したがってですね、所得にはかかわりなく、この入所をする必要性が出てくるわけですが、そういう意味ですね、当然連合としてですね、こういったものについて十分な議論をし、そしてどうやっぱりそれをやっていくのかということが課題になってくるわけですし、予算的にはですね、18年度予算からこれが予算として予算の中に反映されているんです。したがって、今後入所者に対する利用者負担ですね、入所者負担について初めて広域連合としての決算になるわけですね。したがって、私どもはこういった負担は当然あってはならないというふうに考えているものであります。

そういう立場から、私どもはこの4施設についてですね、6施設ですね、議案第13号、あるいは17号、19号、18号ですね、それから20号、それらの6施設についてですね、私どもはこの決算について反対するという事を申し上げて、討論にかえます。

議長（山崎一郎君） 以上で討論は終結いたしました。

これより採決に入ります。初めに、議案第1号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成19年度一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案について、一括して採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までの5議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から議案第10号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について、一括して採決することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から議案第10号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第8号から議案第10号までの3議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第8号から議案第10号までの3議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第17号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案について、一括して採決することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(山崎一郎君) 失礼しました。ただいま異議がございました。討論もございましたので、それでは個々に採決させていただきたいと思えます。

お諮りいたします。議案第13号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(山崎一郎君) 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(山崎一郎君) 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（山崎一郎君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

議案第18号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（山崎一郎君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（山崎一郎君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(山崎一郎君) 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第22号 平成18年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

議長(山崎一郎君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 10月定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

10月23日に開会をさせていただき、本日までの8日間にわたっての会期中、議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認

めをいただきまして、まことにありがとうございます。

今後とも広域連合として各市町村との連携を図り、広域的に取り組むべき事業及び地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも北信地域発展のために、さらなるご支援、ご協力を賜りますよう、より一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、ご健勝にてご活躍をさせていただきますよう祈念しまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

4 閉 会

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、平成19年第3回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。皆様大変ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 2時36分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成19年10月30日

北信広域連合議会

議 長 山崎 一郎

署名議員 武田 貞夫

署名議員 佐藤 武士